

令和6年度
グリーン購入法、環境配慮契約法及び
環境配慮促進法に関する調査結果
(環境配慮契約法に関する調査結果抜粋版)

目次

1. 調査目的	3
2. 調査概要	3
2-1. 調査対象と調査方法	3
2-2. 調査項目	3
2-3. 回答状況	5
2-4. 調査結果の概要	7
3. 調査結果	8
3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針	8
3-1-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針策定状況（問2-1、2-2）	8
3-1-3. 環境基本計画等の策定（問2-3）	10
3-1-4. グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組（問2-4）	13
3-1-5. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会（問2-5）	16
3-1-6. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定予定（問2-6）	17
3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題（問2-9）	18
3-1-10. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（問2-10）	20
3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査	22
3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表（問4-1）	22
3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）	22
3-4-1-2. 組織的に取り組む予定がある分野（問4-1B）	32
3-4-1-3. 環境配慮契約の契約実績（問4-1C）	33
3-4-1-4. 環境配慮契約の契約実績の公表（問4-1D）	41
3-4-2. 電力の裾切り方式に導入している評価項目	42
3-4-2-1. 電力の裾切り方式に導入している評価項目（問4-2（1））	42
3-4-2-2. 環境省と異なる評価項目（問4-2（2））	43
3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法（問4-3）	44
3-4-4. 総合評価落札方式の評価項目（問4-4）	45
3-4-5. 環境配慮契約に際して参考にしているもの（問4-5）	46
3-4-6. 環境配慮契約8分野以外に実施している契約（問4-6）	47
3-4-7. 環境配慮契約全般に関する意見や要望、今後の課題（問4-7）	48
3-5. 仕様書への再エネ調達割合の明記について	49
3-5-1. 「仕様書への再エネ調達割合の明記」についての組織的取組状況（問4-8（1））	49
3-5-2. 「仕様書への再エネ調達割合の明記」についての組織的取組状況（問4-8（2））	50
3-6. 環境配慮契約（排出係数しきい値）に関する特別設問（問4-9）	52

令和5年度グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査結果

1. 調査目的

グリーン購入法及び環境配慮契約法は、国等において環境物品等の調達（グリーン購入）や温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）を推進することにより、市場のグリーン化を推進することを目的としている。このような取組が地方公共団体においても実施されることによりその効果はさらに大きいものになると思料される。

そこで、施策推進の基礎資料として、地方公共団体を対象としたグリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関するアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。また、地方公共団体の取組の現状から浮かび上がる課題や優良事例を整理し、未実施の地方公共団体に取組を拡大するための方策の検討を行った。

2. 調査概要

2-1. 調査対象と調査方法

調査対象：全国の地方公共団体環境担当部局又は調達担当部局

（47 都道府県、20 指定都市（以下「政令市」という）、795 区市、926 町村 計 1,788 団体）

調査時期：令和6年11月22日～令和6年12月13日

調査方法：地方公共団体に対して、調査・照会（一斉調査）システムより、調査名目「グリーン購入法、環境配慮契約法及び環境配慮促進法に関する調査」として、回答を依頼した。同システムの回答が不可能な団体に対しては、エクセルファイルの調査票をEメールに添付して送信し当該調査票への回答を依頼した。

2-2. 調査項目

調査項目は下記のとおりである。調査票は305ページを参照のこと。

＜グリーン購入法関連の調査項目＞

- ・調達方針等の策定状況
- ・グリーン購入の実施状況、実績及び課題
- ・特徴的な取組事例

＜環境配慮契約法関連の調査項目＞

- ・契約方針等の策定状況
- ・環境配慮契約の実施状況、実績及び課題
- ・特徴的な取組事例

＜環境配慮促進法関連の調査項目＞

- ・環境配慮等の実施状況及び公表状況
- ・環境に配慮した事業活動の促進施策

表 1. アンケート調査の設問項目

問番号	設問	問番号	設問
問 2-1	グリーン購入の調達方針の策定	問 3-7	特別設問 2 段階基準について
問 2-2	環境配慮契約の契約方針の策定	問 3-8	特別設問 実績集計方法について
問 2-3	環境基本計画等の策定	問 3-9	各課部局へ調達実績の記入を依頼する頻度
問 2-4	グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組	問 4-1	環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表（8 分野）
問 2-5	グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会等の実施方法	問 4-2	電力の環境配慮契約における裾切り方式の評価項目
問 2-6	調達方針、契約方針の策定予定	問 4-3	高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法
問 2-7	グリーン購入の調達方針策定時の課題	問 4-4	総合評価落札方式の評価項目
問 2-8	グリーン購入の調達方針の策定に必要な国の支援	問 4-5	環境配慮契約に際して参考にしているもの
問 2-9	環境配慮契約の契約方針策定時の課題	問 4-6	環境配慮契約の 8 分野以外に実施している契約
問 2-10	環境配慮契約の契約方針を策定に必要な国の支援	問 4-7	環境配慮契約全般に関する意見や要望等
問 2-11	定量的に把握しているグリーン購入の効果	問 4-8	仕様書への再エネ比率の記載状況
問 2-12	特別設問 市区町村が都道府県の調達方針を参照、使用することについての賛否	問 4-9	特別設問 排出係数しきい値の設定状況
問 2-13	特別設問 市区町村が都道府県の調達方針を参照、使用することについて 回答理由	問 5-1	環境配慮等の状況の公表
問 3-1	グリーン購入の取組状況、今後の予定、調達実績及び実績公表（22 分野）	問 5-2	環境配慮等の状況の公表手段
問 3-2	グリーン購入に際して参考にしているもの	問 5-3	環境配慮等の状況の公表に当たっての課題
問 3-3	製品情報の収集に際して参考にしているもの	問 5-4	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮
問 3-4	特定調達品目以外の地方公共団体独自の対象品目及び判断の基準	問 5-5	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の対象
問 3-5	特定調達品目に追加してほしい品目	問 5-6	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の方法
問 3-6	グリーン購入全般に関する意見や要望	問 5-7	物品等調達の際の事業者選定に当たっての考慮の効果

2－3．回答状況

地方公共団体の分類別回答率を表 2 に、都道府県別回答状況を表 3 に示す。

表 2. 地方公共団体の分類別回答率

地方公共団体	調査票発送数	回答数	回答率(前年度比)
都道府県・政令市	67	67	100.0% (0.0 ポイント)
区市	795	783	98.5% (0.2 ポイント減)
町村	926	851	91.9% (1.2 ポイント増)
合計	1,788	1,701	95.1% (0.8 ポイント増)

表 3. 都道府県別回答状況

都道府県	団体分類	調査票 送付数	回答数	回答率
北海道	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	34	34	100.0%
	町村	144	138	95.8%
	合計	180	174	96.7%
青森県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	10	100.0%
	町村	30	30	100.0%
	合計	41	41	100.0%
岩手県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	19	19	100.0%
	合計	34	34	100.0%
宮城県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	21	20	95.2%
	合計	36	35	97.2%
秋田県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	12	11	91.7%
	合計	26	25	96.2%
山形県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	12	92.3%
	町村	22	21	95.5%
	合計	36	34	94.4%
福島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	46	44	95.7%
	合計	60	58	96.7%
茨城県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	32	32	100.0%
	町村	12	11	91.7%
	合計	45	44	97.8%
栃木県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	11	11	100.0%
	合計	26	26	100.0%
群馬県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	12	12	100.0%
	町村	23	22	95.7%
	合計	36	35	97.2%
埼玉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	39	39	100.0%
	町村	23	22	95.7%
	合計	64	63	98.4%
千葉県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	36	35	97.2%
	町村	17	17	100.0%
	合計	55	54	98.2%
東京都	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	49	48	98.0%
	町村	13	11	84.6%
	合計	63	60	95.2%
神奈川県	都道府県・政令市	4	4	100.0%
	区市	16	16	100.0%
	町村	14	11	78.6%
	合計	34	31	91.2%
新潟県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	19	19	100.0%
	町村	10	9	90.0%
	合計	31	30	96.8%
富山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	10	100.0%
	町村	5	4	80.0%
	合計	16	15	93.8%
都道府県	団体分類	調査票送 付数	回答数	回答率
石川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	9	81.8%
	町村	8	7	87.5%
	合計	20	17	85.0%
福井県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	9	100.0%
	町村	8	7	87.5%
	合計	18	17	94.4%
山梨県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	14	12	85.7%
	合計	28	26	92.9%
長野県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	19	19	100.0%
	町村	58	47	81.0%
	合計	78	67	85.9%
岐阜県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	21	20	95.2%
	町村	21	20	95.2%
	合計	43	41	95.3%
静岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	21	21	100.0%
	町村	12	10	83.3%
	合計	36	34	94.4%
愛知県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	37	37	100.0%
	町村	16	14	87.5%
	合計	55	53	96.4%
三重県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	15	14	93.3%
	合計	30	29	96.7%
滋賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	12	92.3%
	町村	6	5	83.3%
	合計	20	18	90.0%
京都府	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	11	10	90.9%
	合計	27	26	96.3%
大阪府	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	31	31	100.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	44	44	100.0%
兵庫県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	28	28	100.0%
	町村	12	12	100.0%
	合計	42	42	100.0%
奈良県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	12	11	91.7%
	町村	27	25	92.6%
	合計	40	37	92.5%
和歌山県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	9	100.0%
	町村	21	19	90.5%
	合計	31	29	93.5%
鳥取県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	4	4	100.0%
	町村	15	14	93.3%
	合計	20	19	95.0%
島根県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	8	100.0%
	町村	11	11	100.0%
	合計	20	20	100.0%
都道府県	団体分類	調査票送 付数	回答数	回答率
岡山県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	12	12	100.0%
	合計	28	28	100.0%
広島県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	24	24	100.0%
山口県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	6	6	100.0%
	合計	20	20	100.0%
徳島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	7	87.5%
	町村	16	15	93.8%
	合計	25	23	92.0%
香川県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	8	8	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	18	18	100.0%
愛媛県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	9	9	100.0%
	合計	21	21	100.0%
高知県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	23	21	91.3%
	合計	35	33	94.3%
福岡県	都道府県・政令市	3	3	100.0%
	区市	27	26	96.3%
	町村	31	28	90.3%
	合計	61	57	93.4%
佐賀県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	10	10	100.0%
	町村	10	10	100.0%
	合計	21	21	100.0%
長崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	13	12	92.3%
	町村	8	8	100.0%
	合計	22	21	95.5%
熊本県	都道府県・政令市	2	2	100.0%
	区市	13	13	100.0%
	町村	31	31	100.0%
	合計	46	46	100.0%
大分県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	14	14	100.0%
	町村	4	4	100.0%
	合計	19	19	100.0%
宮崎県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	9	9	100.0%
	町村	17	12	70.6%
	合計	27	22	81.5%
鹿児島県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	19	18	94.7%
	町村	24	23	95.8%
	合計	44	42	95.5%
沖縄県	都道府県・政令市	1	1	100.0%
	区市	11	11	100.0%
	町村	30	16	53.3%
	合計	42	28	66.7%
全体	都道府県・政令市	67	67	100.0%
	区市	795	783	98.5%
	町村	926	851	91.9%
	合計	1788	1701	95.1%

2-4. 調査結果の概要

主な設問における今年度の調査結果は以下のようになった。

<グリーン購入>

1. 調達方針策定率

- ・グリーン購入の調達方針を策定している団体の割合は 31.7%。

2. 組織的取組率

- ・グリーン購入法の特定調達品目 22 分野のうち 1 分野以上においてグリーン購入に組織的に取り組んでいる（「調達方針等に基づき、組織的に取り組んでいる」又は「調達方針等に基づくものではないが、組織的に取り組んでいる」）と回答したのは、全体の 55.0%（前年度比 3.1%減）。
- ・分野別では、最も組織的取組率が高いのは紙類（50.8%）で、次いで文具類（38.4%）。最も低いのは役務（19.4%）で、次いで移動電話（20.8%）。
- ・組織的取組率の割合はすべての分野で減少しており、減少幅の最も大きいのは文具類（前年度比 3.9%減）。

3. 調達実績

- ・グリーン購入の調達実績のうち、「80%以上調達している」割合が最も高いのは紙類（24.7%）で、次いで文具類（17.8%）。最も低いのは設備（1.8%）で、次いで温水器等（2.0%）。
- ・「80%以上調達している」割合が最も伸びた分野は電子計算機等とオフィス機器等（前年度比 6.0%増）で、次いで文具類（前年度比 5.7%増）。

<環境配慮契約>

1. 契約方針策定率

- ・環境配慮契約の契約方針を策定している団体の割合は 11.3%。

2. 組織的取組率

- ・環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した類型の上位は、電気供給で全体の 17.1%（前年度比 1.7%増）、自動車購入及び賃貸借では 13.3%（前年度比 1.4%増）、建築物設計では 7.3%（前年度比 0.8%増）。
- ・組織的取組率が最も伸びた分野は電気供給（前年度比 1.7%増）、自動車の購入及び賃貸借（前年度比 1.4%増）、その他省エネ改修（前年度比 1.2%増）。

3. 契約実績

- ・環境配慮契約の契約実績のうち、「50%以上契約している」割合が最も高いのは電気供給（25.1%）。最も低いのは船舶調達（2.6%）。
- ・「50%以上契約している」割合はすべての類型で減少しており、減少幅の最も大きいのは建築物維持管理（前年度比 5.3%減）。

3. 調査結果

3-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針

3-1-1. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針策定状況（問2-1、2-2）

②環境配慮契約

環境配慮契約の契約方針の策定は、全体の11.3%が「契約方針を策定している」と回答した。そのうち、7.9%が「単独の契約方針を策定」、3.4%が「他の計画に位置付け」、88.7%が「策定していない」と回答した。団体分類別では、都道府県・政令市の46.3%、区市の83.9%、町村の96.5%が「策定していない」と回答している。

地方公共団体は、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画をはじめ、様々な計画の策定・運用が求められることに加え、環境配慮契約では、電気の供給契約や建築設計等、専門的な内容も多いことから、グリーン購入と比較しても、方針策定が進んでいないことが伺える。一方で、ゼロカーボンシティを表明する地方公共団体を中心に、温室効果ガスを削減する手段として、環境配慮契約の重要性の認識は高まりつつある。そのため、環境配慮契約未実施の地方公共団体は、環境配慮契約に取り組む他の地方公共団体の事例を知ることで、環境配慮契約に取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等の理解を深め、地球温暖化対策実行計画等で環境配慮契約に取り組むことを位置づけることが有効と考えられる。環境配慮契約に取り組む他団体の事例等を知るには、環境省やグリーン購入ネットワークが実施する研修会に参加したり、「地方公共団体のためのグリーン購入及び環境配慮契約の取組事例集」を参考にしたりすることができる。

表5. 環境配慮契約の契約方針の策定状況

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針を策定	契約方針を策定していない		策定していない	無回答
			単独の契約方針を策定	他の計画に位置付け		
全体	1701 100.0	192 11.3	135 7.9	57 3.4	1509 88.7	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	36 53.7	36 53.7	0 0.0	31 46.3	0 0.0
区市	783 100.0	126 16.1	89 11.4	37 4.7	657 83.9	0 0.0
町村	851 100.0	30 3.6	10 1.2	20 2.4	821 96.5	0 0.0

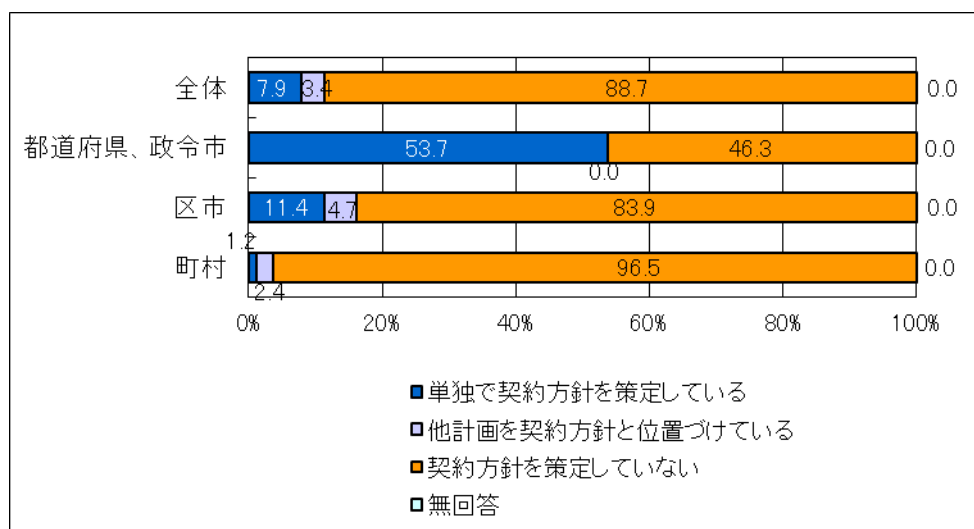


図2. 環境配慮契約の契約方針の策定状況

3-1-3. 環境基本計画等の策定（問2-3）

① 環境基本計画等の策定状況及び方針の位置付け

グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針は、単独の策定のほか、環境基本計画や要綱等の中に必要な内容を盛り込み、方針として位置付けることも可能で、全体の29.9%が、環境基本計画や要綱等の中に必要な内容を盛り込み、方針として位置付けていると回答している。単独の方針以外に方針を位置付ける受皿となりうる環境基本計画や要綱等のうち、最も策定されているのは「地球温暖化防止に資する計画」の79.9%であり、「環境施策の基本となる計画」の55.0%が続いた。

グリーン購入に取り組むことを位置づけている計画のうち、「地球温暖化防止に資する計画」が51.1%と最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」が27.2%という結果となった。また、「環境施策の基本となる計画」と「地球温暖化防止に資する計画」の両方を策定し、両計画に「グリーン購入に関連する取組を定めている」団体は303団体であった。環境基本計画でグリーン購入に取り組む方針を示したり、地球温暖化防止に資する計画で取組内容を具体化して取り組んだりしている団体が多いことがうかがえる。

環境配慮に取り組むことを位置づけている計画のうち、「地球温暖化防止に資する計画」が24.1%と最も多く、次いで「環境施策の基本となる計画」が8.9%と多い結果となった。環境配慮契約もグリーン購入と同様、環境基本計画で取り組む方針を示したり、地球温暖化防止に資する計画で取組内容を具体化したりして取り組んでいる団体が多いと言える。

表7. 環境基本計画等の策定

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	特に定めていない	無回答
全体	1701	936	286	1359	468	324	35	260	0
	100.0	55.0	16.8	79.9	27.5	19.0	2.1	15.3	0.0
都道府県・政令市	67	67	46	67	61	64	8	0	0
	100.0	100.0	68.7	100.0	91.0	95.5	11.9	0.0	0.0
区市	783	653	213	726	273	228	23	26	0
	100.0	83.4	27.2	92.7	34.9	29.1	2.9	3.3	0.0
町村	851	216	27	566	134	32	4	234	0
	100.0	25.4	3.2	66.5	15.7	3.8	0.5	27.5	0.0

表 8. 環境基本計画等におけるグリーン購入の位置付け

(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	その他	無回答
環境基本計画等を１つでも策定していると回答した団体数	1441 100.0	392 27.2	166 11.5	736 51.1	79 5.5	16 1.1	585 40.6
都道府県・政令市	67 100.0	47 70.1	32 47.8	57 85.1	30 44.8	5 7.5	3 4.5
区市	757 100.0	281 37.1	124 16.4	434 57.3	40 5.3	10 1.3	237 31.3
町村	617 100.0	64 7.9	10 2.3	245 29.1	9 0.3	1 0.5	345 68.3

※問２－３は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は環境基本計画等を１つでも策定していると回答した団体の合計である。

表 9. 環境基本計画等における環境配慮契約の位置付け

(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答
環境基本計画等を１つでも策定していると回答した団体数	1441 100.0	128 8.9	58 4.0	348 24.1	21 1.5	41 2.8	7 0.5	1024 71.1
都道府県・政令市	67 100.0	15 22.4	8 11.9	35 52.2	3 4.5	19 28.4	2 3.0	22 32.8
区市	757 100.0	80 10.6	47 6.2	181 23.9	10 1.3	20 2.6	4 0.5	539 71.2
町村	617 100.0	33 5.3	3 0.5	132 21.4	8 1.3	2 0.3	1 0.2	463 75.0

※問２－３は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は環境基本計画等を１つでも策定していると回答した団体の合計である。

② 環境基本計画等の公表

環境基本計画や要綱等のうち、公表されているものは「地球温暖化防止に資する計画」の71.3%が最も高く、続いて「環境施策の基本となる計画」の53.6%、「循環型社会形成に資する計画」の20.1%であった。

環境基本計画や要綱等の中にグリーン購入や環境配慮契約に取り組むことを盛り込み、方針として位置付けることが可能であるが、グリーン購入や環境配慮契約に取り組むことを組織内外へ周知し、事業者や市民等の協力を得るために、環境基本計画等の積極的な公表が期待される。

表 10. 環境基本計画等の公表

(上段：回答件数(件)、下段：割合(%))

団体分類	合計	環境施策の基本となる計画	環境マネジメントシステム	地球温暖化防止に資する計画	循環型社会形成に資する計画	グリーン購入の調達方針	その他	無回答	合計
全体	1441	773	194	1027	290	143	25	342	1441
	100.0	53.6	13.5	71.3	20.1	9.9	1.7	23.7	100.0
都道府県・政令市	67	65	40	64	56	52	5	2	67
	100.0	97.0	59.7	95.5	83.6	77.6	7.5	3.0	100.0
区市	757	559	143	609	186	87	18	112	757
	100.0	73.8	18.9	80.4	24.6	11.5	2.4	14.8	100.0
町村	617	149	11	354	48	4	2	228	617
	100.0	24.1	1.8	57.4	7.8	0.6	0.3	37.0	100.0

3-1-4. グリーン購入、環境配慮契約の具体的な取組（問2-4）

② 環境配慮契約

環境配慮契約の具体的な取組は、団体分類に係わらず、割合が高い順に「各部署へ通知や通達等の送付」、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」が挙げられた。全体的に環境配慮契約の実施率が低いことから、職員への負担が大きくなり、区市、町村も着手可能と思えるような取組を示すことも必要と考えられる。

環境配慮契約に組織的に取り組む団体においても同様の傾向で、具体的な取組のうち、「各部署へ通知や通達等を送付」する取組が25.6%と最も多く、次いで「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」20.1%、「体制や手順を定めて実施」11.5%という結果となった。

環境配慮契約に組織的に取り組めていないと回答した地方公共団体では、「各部署へ通知や通達等を送付」する取組（担当部署から全部署へ通知文を送付する等）が3.9%、「調達・契約に関わる文書に具体的な取組を定めている」1.3%という結果で、約9割が「特に実施していない」と回答している。

グリーン購入同様、環境配慮契約に取り組むことを文書で組織的に規定できていないため、具体的な取組に落とし込めていない回答が多くなっており、文書で規定することの必要性や規定の仕方、規定した上での具体的な取組方の事例等の周知が必要と考えられる。文書で規定することの必要性や規定の仕方、規定した上での具体的な取組方に触れた資料として、令和元年度に新居浜市（愛媛県）を支援した際に作成した「環境配慮契約方針（電気供給）策定のための手引書」が参考となる。

表 12-1. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1701 100.0	99 5.8	55 3.2	154 9.1	47 2.8	28 1.6	30 1.8	1420 83.5	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	21 31.3	12 17.9	35 52.2	4 6.0	4 6.0	2 3.0	24 35.8	0 0.0
区市	783 100.0	68 8.7	35 4.5	94 12.0	29 3.7	21 2.7	25 3.2	603 77.0	0 0.0
町村	851 100.0	10 1.2	8 0.9	25 2.9	14 1.6	3 0.4	3 0.4	793 93.2	0 0.0

※問2-4は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

表 12-2. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組んでいる団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を 送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	407 100.0	82 20.1	47 11.5	104 25.6	22 5.4	22 5.4	14 3.4	232 57.0	0 0.0
都道府県・政令市	54 100.0	21 38.9	12 22.2	34 63.0	4 7.4	4 7.4	1 1.9	13 24.1	0 0.0
区市	255 100.0	56 22.0	31 12.2	62 24.3	16 6.3	16 6.3	13 5.1	138 54.1	0 0.0
町村	98 100.0	5 5.1	4 4.1	8 8.2	2 2.0	2 2.0	0 0.0	81 82.7	0 0.0

※問２－４は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

表 12-3. 環境配慮契約の具体的な取組（組織的に取り組めていない団体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	調達・契約に関わる文書に 具体的な取組を定めている	体制や手順を定めて実施	各部署へ通知や通達等を 送付	担当を各部署に選任	職員への研修会等を開催	その他	特に実施していない	無回答
調査対象団体数	1294 100.0	17 1.3	8 0.6	50 3.9	25 1.9	6 0.5	16 1.2	1188 91.8	0 0.0
都道府県・政令市	13 100.0	0 0.0	0 0.0	1 7.7	0 0.0	0 0.0	1 7.7	11 84.6	0 0.0
区市	528 100.0	12 2.3	4 0.8	32 6.1	13 2.5	5 0.9	12 2.3	465 88.1	0 0.0
町村	753 100.0	5 0.7	4 0.5	17 2.3	12 1.6	1 0.1	3 0.4	712 94.6	0 0.0

※問２－４は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

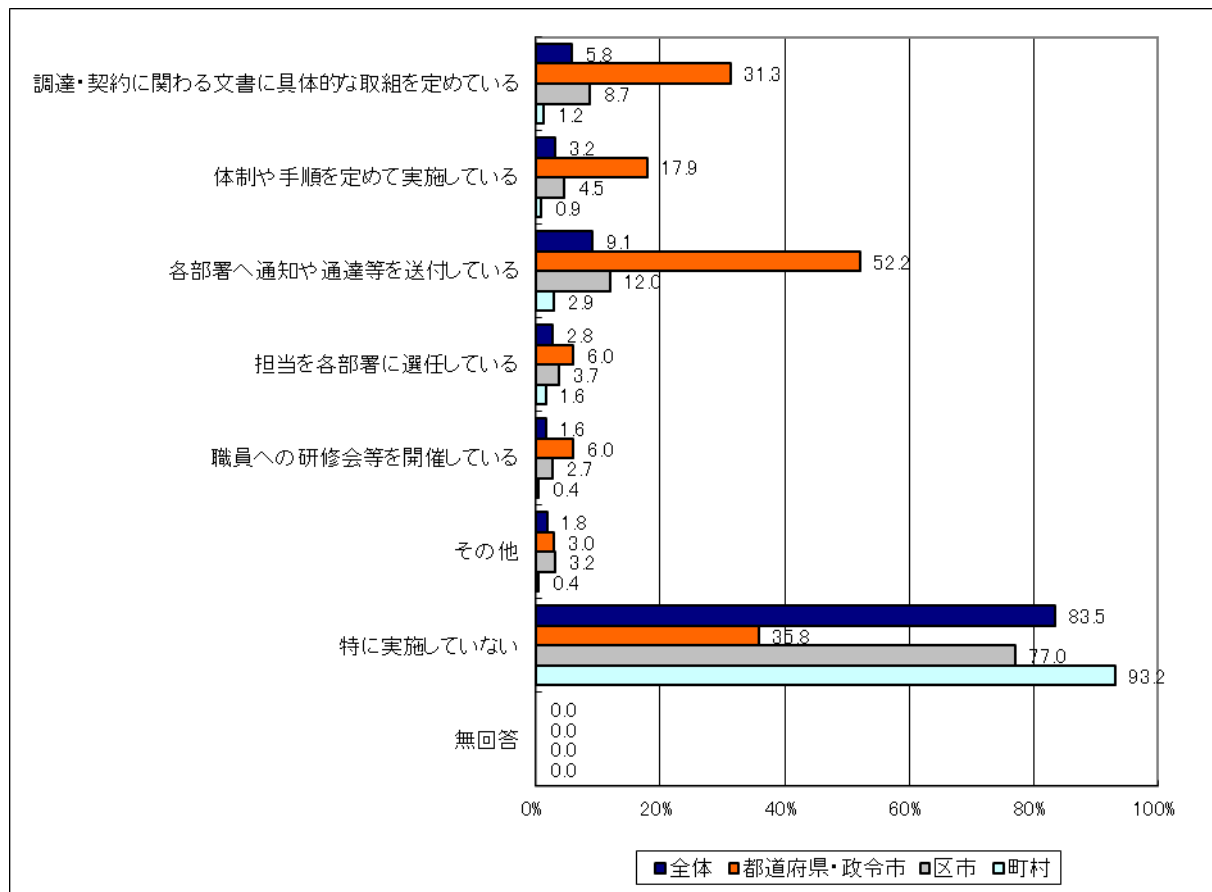


図 5. 環境配慮契約の具体的な取組（全体）

3-1-5. グリーン購入、環境配慮契約の職員への研修会（問2-5）

② 環境配慮契約

職員（担当者のみも含む）への環境配慮契約に関する研修会等を開催している団体のうち、全体の85.7%は庁内職員が講師として対応しており、eラーニングをもとに研修等を行っているのは1団体であった。eラーニングシステムを新たに導入することは容易ではないが、団体として既にeラーニングシステムを導入している場合、環境配慮契約に関するコンテンツを作成し、eラーニングシステムを活用することも考えられる。

表 14. 環境配慮契約の職員への研修会
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	庁内職員が対応している	外部講師を招聘している	eラーニングをもとに研修等を行っている	無回答
全体	28 100.0	24 85.7	2 7.1	1 3.6	3 10.7
都道府県・政令市	4 100.0	3 75.0	0 0.0	1 25.0	1 25.0
区市	21 100.0	18 85.7	2 9.5	0 0.0	2 9.5
町村	3 100.0	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

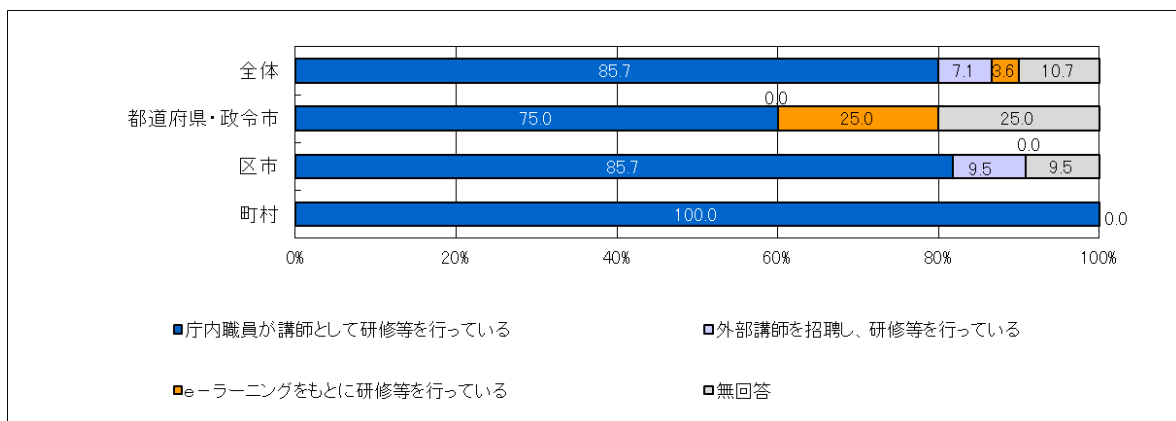


図 7. 環境配慮契約の職員への研修会

3-1-6. グリーン購入の調達方針及び環境配慮契約の契約方針の策定予定（問2-6）

② 環境配慮契約

契約方針を策定していないと回答した1,509団体のうち、「策定予定」及び「策定したい」と回答した団体は全体の18.3%であった。

一方、今後も契約方針の策定を予定していない団体は、区市の70.2%、町村の63.1%であった。環境配慮契約の契約方針を定めることは組織的な取組の持続性に資する。環境配慮契約についてもグリーン購入と同様、環境問題とのつながりや他の地方公共団体の事例を知り、さらには取り組む意義や期待される効果、具体的な取組手順等への理解を深めることで、方針の策定へつなげる必要がある。そして、地球温暖化対策等の環境施策と関連付けることで、組織的な取組と位置付けることにつなげる必要があると言える。これらに該当する事例としては、環境省が「地方公共団体のグリーン購入及び環境配慮契約の実施のための取組支援」として環境配慮契約方針を策定したケースが参考となる。

表 16. 契約方針未策定団体の策定予定

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	今後、策定予定	具体的な策定予定はないが今後策定したい	策定予定なし	無回答
全体	1509 100.0	4 0.3	271 18.0	997 66.1	237 15.7
都道府県・政令市	31 100.0	1 3.2	6 19.4	18 58.1	6 19.4
区市	657 100.0	2 0.3	121 18.4	461 70.2	73 11.1
町村	821 100.0	1 0.1	144 17.5	518 63.1	158 19.2

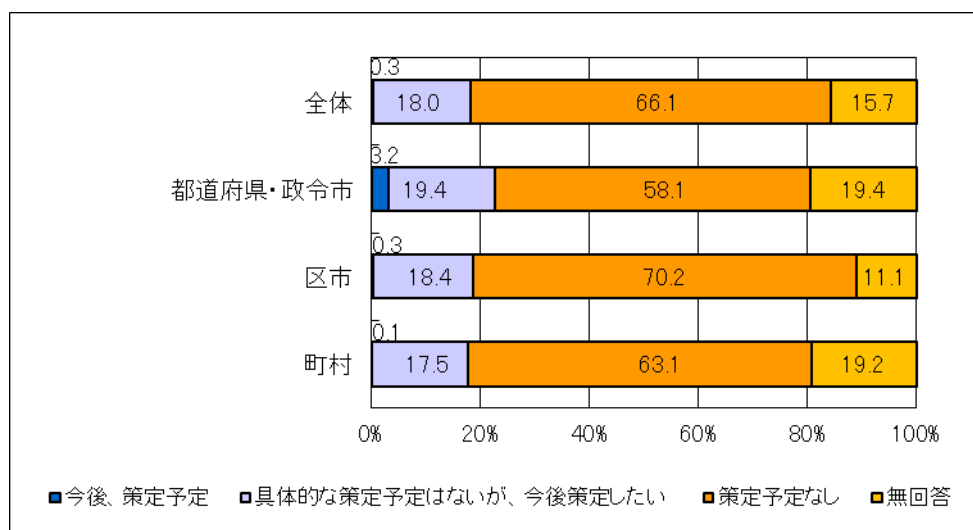


図 9. 環境配慮契約の契約方針の策定予定

3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題（問2-9）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する際の課題として主に「策定に対応する人員不足」と「策定における参考情報の不足」を挙げた。団体分類別では、都道府県・政令市は「調達コスト増加の懸念」を課題に挙げる割合が最も高かった。

電気の供給契約では、昨今の電力価格の高騰や電力小売事業者の苦境等から、落札価格の上昇や入札の不調や最低保障供給契約への変更となるケースが増えており、それらのリスクから随意契約を継続する団体も存在する。環境配慮契約により電気の供給契約を実施する地方公共団体においても、予定価格を増額したり、複数の電力契約を一つの契約にまとめることでスケールメリットを出したりする等、契約価格の上昇に対応する取組が見られる。地方公共団体からの参考見積の提供を辞退する電力小売事業者がいることも、地方公共団体の担当者にとっては予定価格を作成する上での課題となっているが、入札不調にならないように、電力小売事業者とのコミュニケーションを十分に取しながら入札を実施することが求められる。

表 19. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	策定における 参考情報の不足	策定に対応する 人員不足	調達 コスト増加の懸念	環境 負荷低減効果が 不明	調達担当部局との 連携体制の構築	その他	無回答
単独で契約方針を策定していないと回答した団体数	1509 100.0	628 41.6	866 57.4	522 34.6	168 11.1	236 15.6	40 2.7	224 14.8
都道府県・政令市	31 100.0	9 29.0	13 41.9	16 51.6	2 6.5	11 35.5	5 16.1	2 6.5
区市	657 100.0	269 40.9	356 54.2	274 41.7	84 12.8	136 20.7	26 4.0	63 9.6
町村	821 100.0	350 42.6	497 60.5	232 28.3	82 10.0	89 10.8	9 1.1	159 19.4

※問2-9は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は「単独で契約方針を策定していない」と回答した団体の合計である。

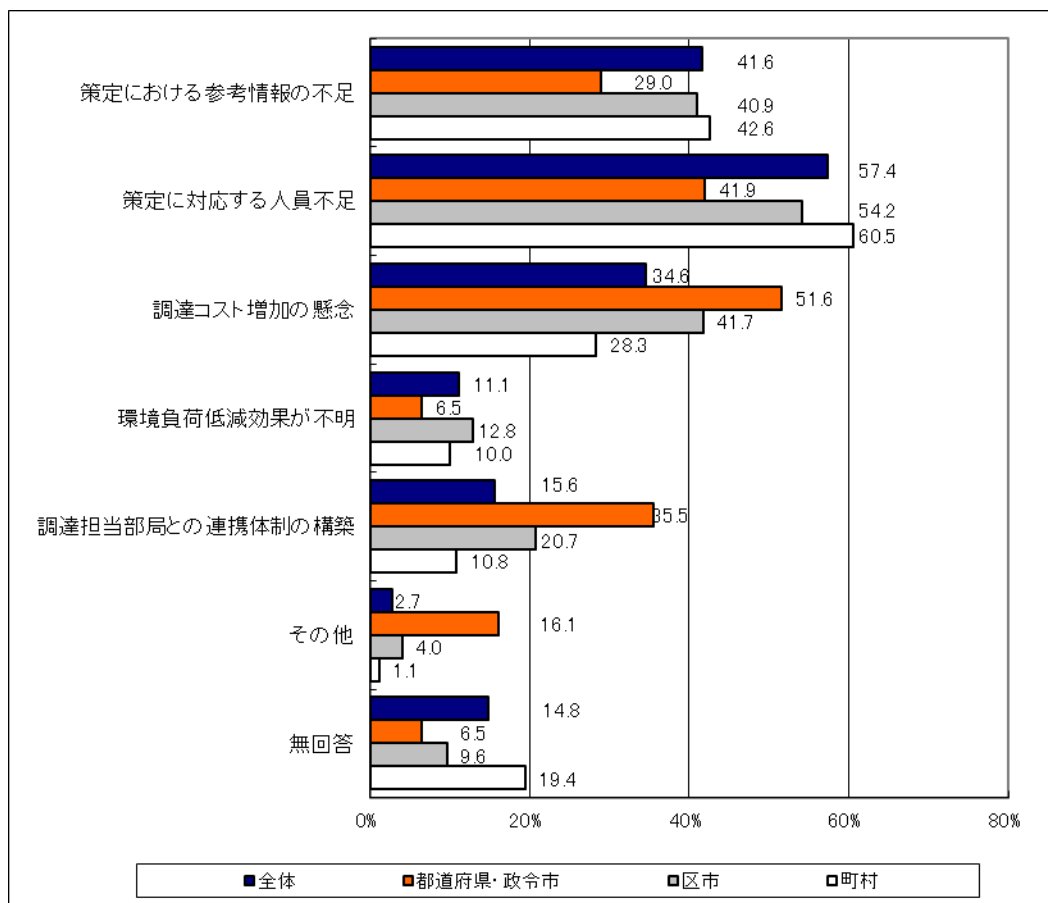


図 12. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題

3-1-10. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援（問2-10）

単独で契約方針を策定していない団体は、契約方針を策定する上で最も必要と思われる国の支援として、「契約方針策定のための手順書やマニュアルの提供」を挙げた。次に「環境配慮契約実施のための仕様書例や入札書式例の提供」が続き、団体分類では、都道府県・政令市は「環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果の提示」の割合も高かった。

環境配慮契約方針を新たに策定しようとした際、既存の電力契約の現状把握や、電力契約を実施している各課との調整、随意契約をしている場合は一般競争入札へ切り替えることの合意形成を行う等、方針策定の前段階で実施することが多く存在する。また、電気供給や建築設計等の環境配慮契約方針の策定には、専門的な知識を必要とするため、評価項目や配点の妥当性、入札仕様書での再エネや環境要件の指定の仕方等が分からず、方針策定が進まない団体も多くいる。

環境配慮契約方針を策定している多くの地方公共団体は、自らのウェブサイトの方針を公表しているが、入札仕様書を公表しているケースも少なく、これから組織的に取り組もうとする団体が参考にできる公開情報は多くない。

全庁的な理解や合意形成を促すためには、環境配慮契約の取組による環境負荷低減効果や見込みを提示できることも重要なポイントである。環境省が地方公共団体向けに提供する「LAPSS（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）」には、電力小売事業者のCO2排出係数が盛り込まれており、地方公共団体は、契約した電力小売事業者のCO2排出係数を入力することで、CO2排出量を算定することができる。LAPSSを拡張し、契約する電力小売事業者のCO2排出係数や電力消費量を入力することで、環境配慮契約を実施したことによるCO2削減量を試算できるツールとすることで、環境配慮契約を新たに導入したり、環境配慮契約を実施する電力契約を増やしたりする際の関係者との合意形成に活用することができる。

「3-1-9. 環境配慮契約の契約方針策定時の課題」と合わせて、これらの課題を解決するには、既存の電力契約の現状把握をするための書式や、各課職員が環境配慮契約に取り組む必要性や意義を理解できるようにするための庁内職員向け説明資料、入札仕様書の具体例、CO2削減量を試算するツール等、判断に迷うポイントの解決につながったり、環境配慮契約実施時の作業量の削減、庁内の合意形成の促進につながったりする参考資料等を提供していくことが重要と考えられる。

表 20. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針策定のため の手順書や マニュアルの提供	環境配慮契約実施の ための仕様書例や 入札書式例の提供	他の地方公共団体に おける策定状況の 情報提供	までの作業支援及び 専門家の派遣	契約方針策定に 関する 相談窓口の設置	契約方針策定に 関する 担当者説明会の実施	環境配慮契約の取組 による環境負荷低減 効果の提示	その他	無回答
契約方針を策定していないと回答した団体数	1509	965	595	245	178	46	199	236	25	223
	100.0	63.9	39.4	16.2	11.8	3.0	13.2	15.6	1.7	14.8
都道府県・政令市	31	20	14	3	1	1	6	11	0	2
	100.0	64.5	45.2	9.7	3.2	3.2	19.4	35.5	0.0	6.5
区市	657	446	282	104	72	23	92	132	11	62
	100.0	67.9	42.9	15.8	11.0	3.5	14.0	20.1	1.7	9.4
町村	821	499	299	138	105	22	101	93	14	159
	100.0	60.8	36.4	16.8	12.8	2.7	12.3	11.3	1.7	19.4

※問2-10は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである。

※調査対象団体数は「単独で契約方針を策定していない」と回答した団体の合計である。

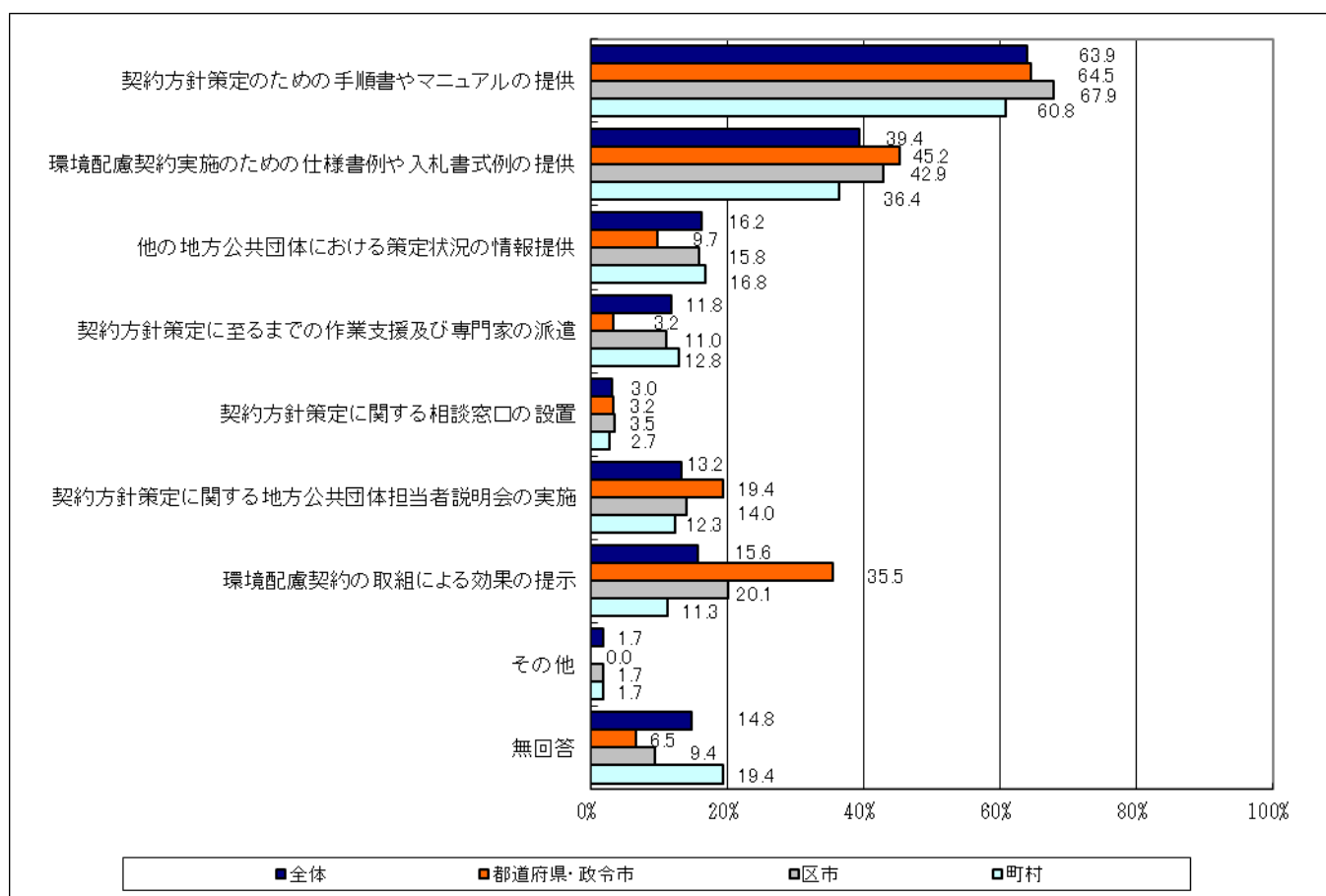


図 13. 環境配慮契約の契約方針の策定に必要な国の支援

3-4. 環境配慮契約法に関するアンケート調査

3-4-1. 環境配慮契約の取組状況、今後の予定、契約実績及び実績公表（問4-1）

3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）

環境配慮契約に組織的に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」又は「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した団体の割合は、環境配慮契約法の契約類型7分野のうち、電気の供給を受ける契約（以下、「電気供給」という。）では全体の17.1%、自動車購入及び賃貸借では13.3%、建築物設計では7.3%であった。

表 80. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

類型	合計	契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる	契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる	担当者の判断で取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
電気供給	1701 100.0	141 8.3	149 8.8	145 8.5	1266 74.4	0 0.0
自動車購入及び賃貸借	1701 100.0	57 3.4	169 9.9	237 13.9	1238 72.8	0 0.0
船舶調達	1701 100.0	4 0.2	19 1.1	92 5.4	1586 93.2	0 0.0
建築物設計	1701 100.0	24 1.4	101 5.9	227 13.3	1349 79.3	0 0.0
建築物維持管理	1701 100.0	21 1.2	73 4.3	219 12.9	1388 81.6	0 0.0
ESCO	1701 100.0	18 1.1	63 3.7	175 10.3	1445 85.0	0 0.0
その他省エネ改修	1701 100.0	21 1.2	80 4.7	214 12.6	1386 81.5	0 0.0
産業廃棄物処理	1701 100.0	17 1.0	70 4.1	209 12.3	1405 82.6	0 0.0

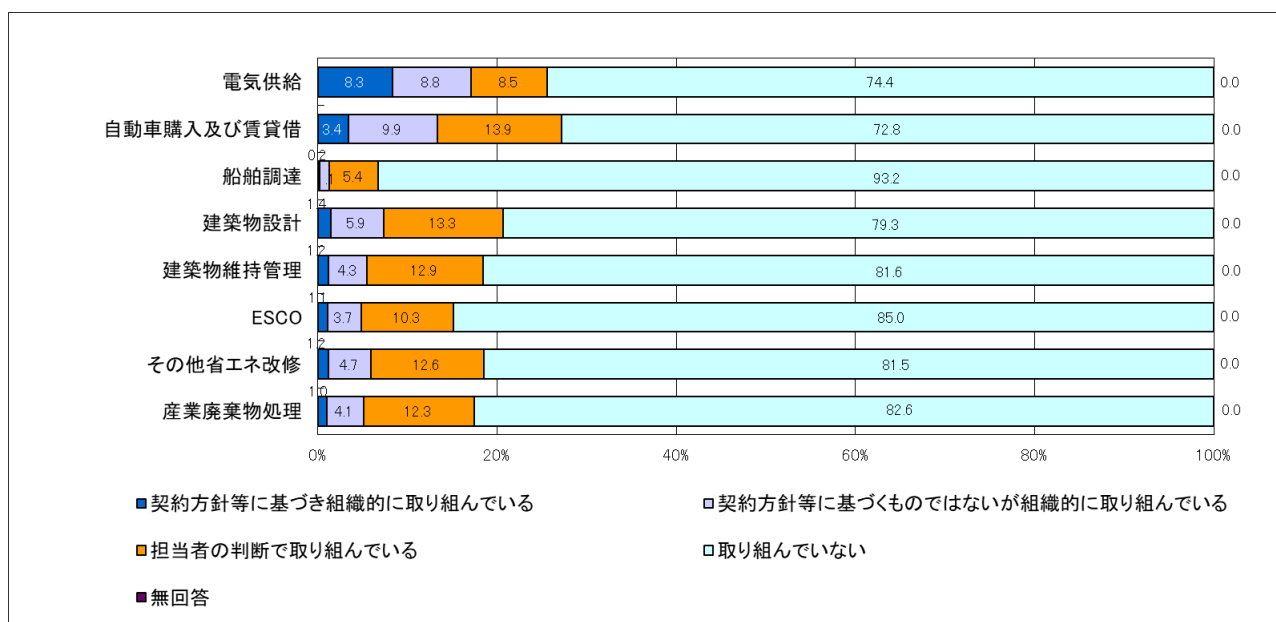


図 68. 環境配慮契約の組織的取組（全体）

①電気供給

表 81. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	141 8.3	149 8.8	145 8.5	1266 74.4	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	35 52.2	12 17.9	2 3.0	18 26.9	0 0.0
区市	783 100.0	94 12.0	83 10.6	72 9.2	534 68.2	0 0.0
町村	851 100.0	12 1.4	54 6.3	71 8.3	714 83.9	0 0.0

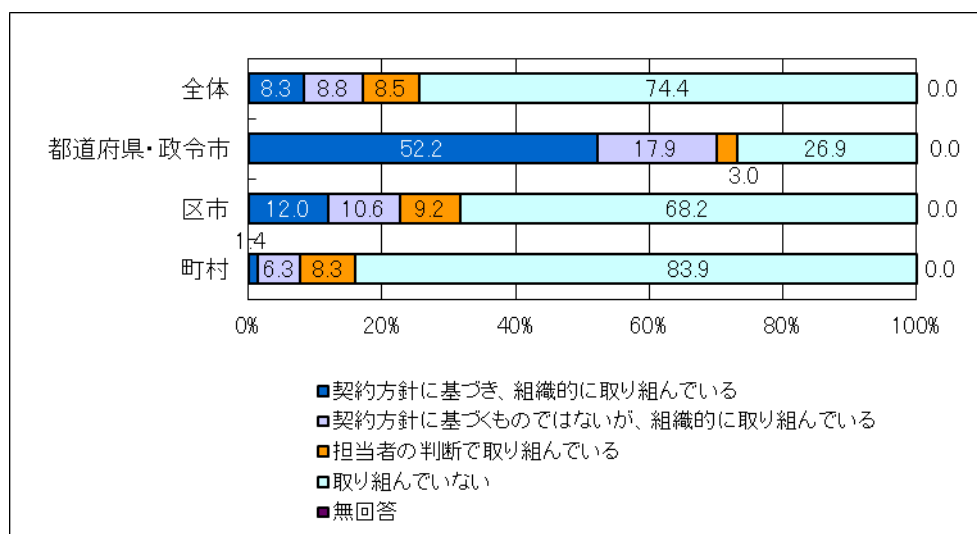


図 69. 環境配慮契約の組織的取組（電気供給）

① 自動車の購入及び賃貸借

表 82. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	57 3.4	169 9.9	237 13.9	1238 72.8	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	16 23.9	15 22.4	2 3.0	34 50.7	0 0.0
区市	783 100.0	38 4.9	105 13.4	115 14.7	525 67.0	0 0.0
町村	851 100.0	3 0.4	49 5.8	120 14.1	679 79.8	0 0.0

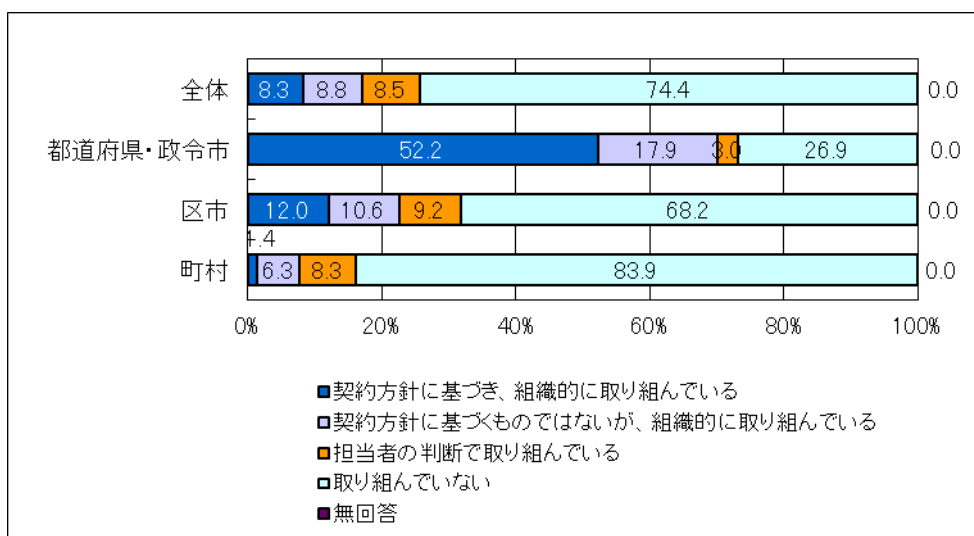


図 70. 環境配慮契約の組織的取組（自動車の購入及び賃貸借）

② 船舶調達

表 83. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的に 取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	4 0.2	19 1.1	92 5.4	1586 93.2	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	2 3.0	6 9.0	4 6.0	55 82.1	0 0.0
区市	783 100.0	2 0.3	10 1.3	44 5.6	727 92.8	0 0.0
町村	851 100.0	0 0.0	3 0.4	44 5.2	804 94.5	0 0.0

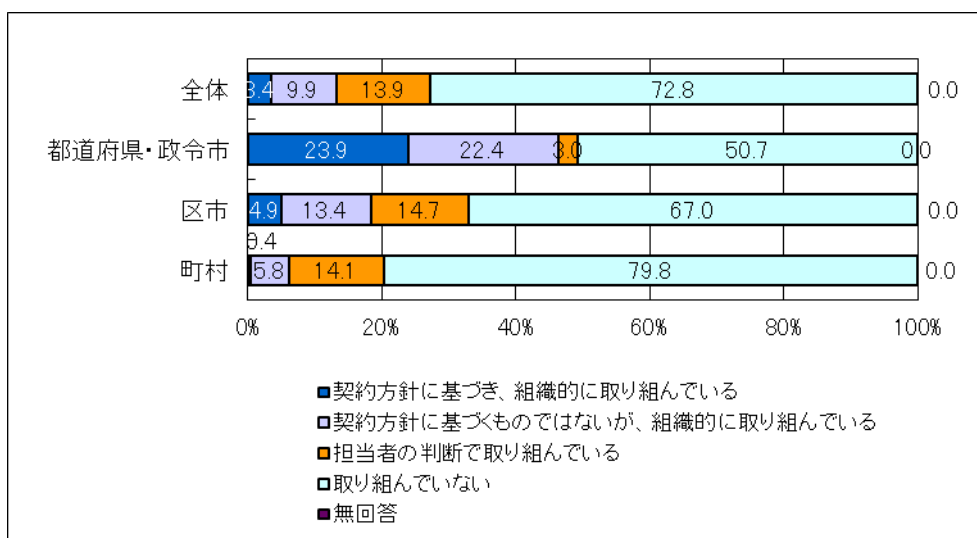


図 71. 環境配慮契約の組織的取組（船舶調達）

③ 建築物設計

表 84. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	24 1.4	101 5.9	227 13.3	1349 79.3	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	4 6.0	16 23.9	6 9.0	41 61.2	0 0.0
区市	783 100.0	14 1.8	61 7.8	120 15.3	588 75.1	0 0.0
町村	851 100.0	6 0.7	24 2.8	101 11.9	720 84.6	0 0.0

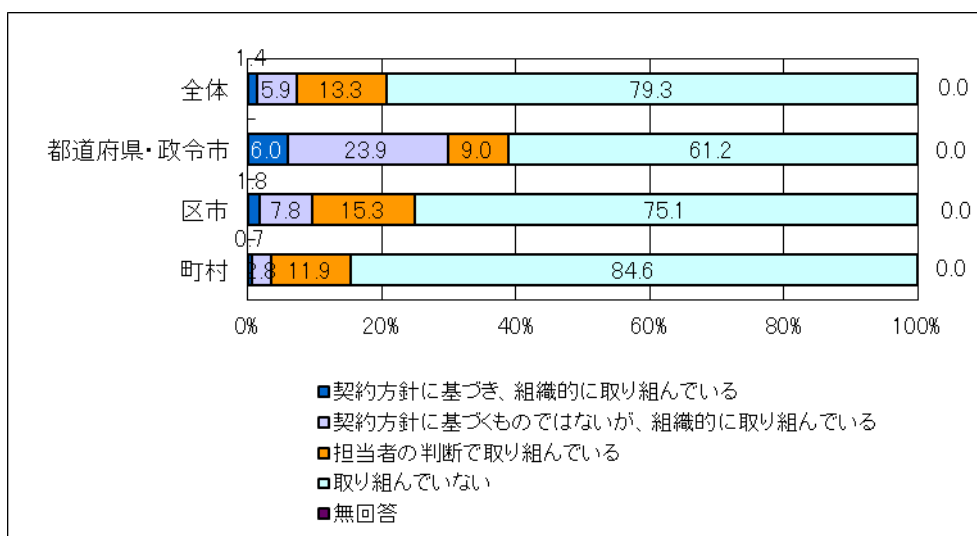


図 72. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

④ 建築物維持管理

表 85. 環境配慮契約の組織的取組（建築物維持管理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが、組織的に 取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	21 1.2	73 4.3	219 12.9	1388 81.6	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	8 11.9	4 6.0	52 77.6	0 0.0
区市	783 100.0	12 1.5	44 5.6	117 14.9	610 77.9	0 0.0
町村	851 100.0	6 0.7	21 2.5	98 11.5	726 85.3	0 0.0

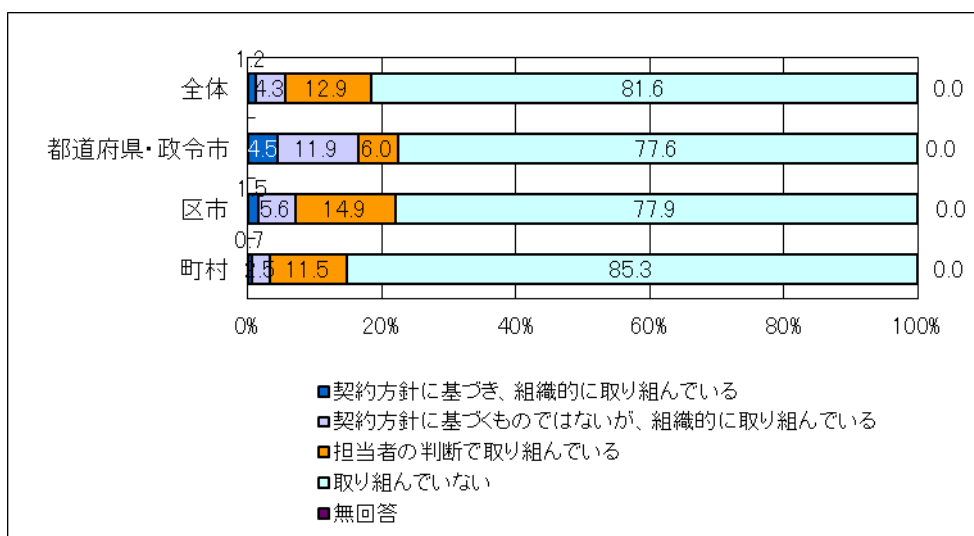


図 73. 環境配慮契約の組織的取組（建築物設計）

⑤ E S C O

表 86. 環境配慮契約の組織的取組（E S C O）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	18 1.1	63 3.7	175 10.3	1445 85.0	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	4 6.0	11 16.4	5 7.5	47 70.1	0 0.0
区市	783 100.0	7 0.9	40 5.1	98 12.5	638 81.5	0 0.0
町村	851 100.0	7 0.8	12 1.4	72 8.5	760 89.3	0 0.0

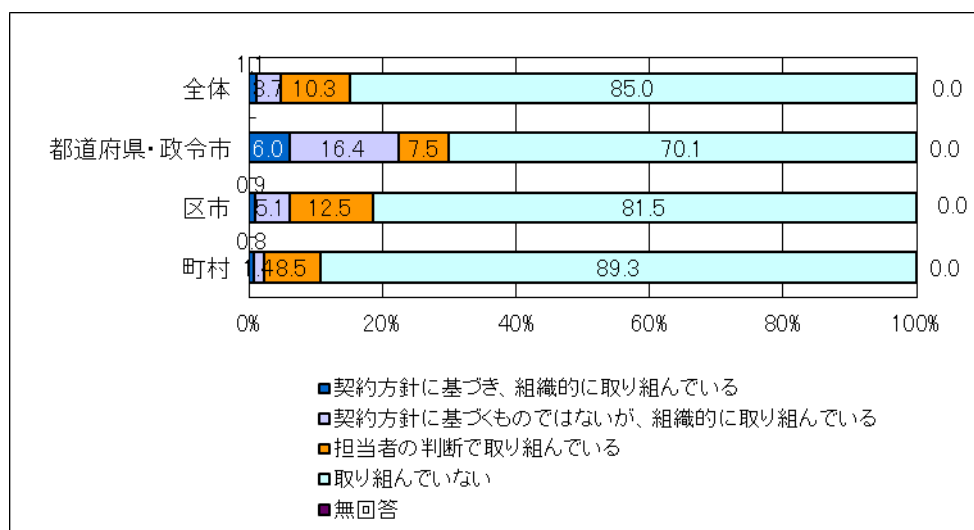


図 74. 環境配慮契約の組織的取組（E S C O）

⑥ その他省エネ改修

表 87. 環境配慮契約の組織的取組（その他省エネ改修）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 組織的に 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが組織的 に取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	21 1.2	80 4.7	214 12.6	1386 81.5	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	3 4.5	10 14.9	5 7.5	49 73.1	0 0.0
区市	783 100.0	13 1.7	52 6.6	114 14.6	604 77.1	0 0.0
町村	851 100.0	5 0.6	18 2.1	95 11.2	733 86.1	0 0.0

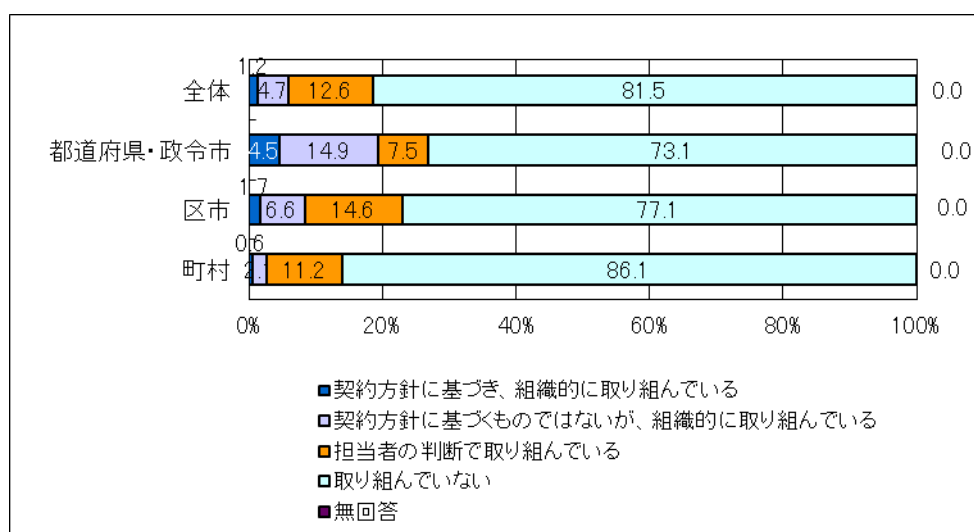


図 75. 環境配慮契約の組織的取組（その他省エネ改修）

⑧産業廃棄物処理

表 88. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	契約方針等に基づき 取り組んでいる	契約方針等に基づく ものではないが、組織的に 取り組んでいる	担当者の判断で 取り組んでいる	取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	17 1.0	70 4.1	209 12.3	1405 82.6	0 0.0
都道府県・政令市	67 100.0	5 7.5	9 13.4	5 7.5	48 71.6	0 0.0
区市	783 100.0	10 1.3	43 5.5	111 14.2	619 79.1	0 0.0
町村	851 100.0	2 0.2	18 2.1	93 10.9	738 86.7	0 0.0

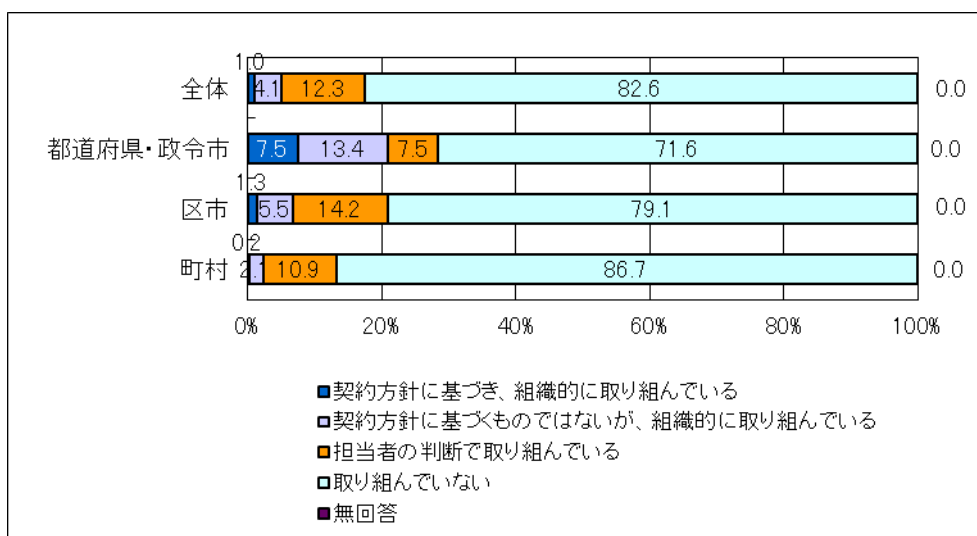


図 76. 環境配慮契約の組織的取組（産業廃棄物処理）

3-4-1-2. 組織的に取り組む予定がある分野（問4-1B）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に組織的に取り組んでいない（「担当者の判断で取り組んでいる」又は「取り組んでいない」）と回答した団体を対象に、組織的に取り組む予定を質問したところ、全体の6.8%は電気供給、6.0%は自動車購入及び賃貸借に組織的に取り組む予定があると回答した。その他の類型では全体の4~5%程度が組織的に取り組む予定があると回答した。

表 89. 組織的に取り組む予定がある分野（都道府県・政令市、区市、町村 分野別）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	全体	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	その他省エネ改修	産業廃棄物処理に係る契約	予定なし
環境配慮契約に組織的に取り組んでいないと回答した団体数	1508 100.0	102 6.8	90 6.0	64 4.2	76 5.0	79 5.2	76 5.0	75 5.0	75 5.0	1367 90.6
都道府県・政令市	62 100.0	3 4.8	2 3.2	1 1.6	2 3.2	3 4.8	2 3.2	4 6.5	3 4.8	55 88.7
区市	720 100.0	42 5.8	40 5.6	26 3.6	28 3.9	30 4.2	32 4.4	29 4.0	28 3.9	655 91.0
町村	726 100.0	57 7.9	48 6.6	37 5.1	46 6.3	46 6.3	42 5.8	42 5.8	44 6.1	657 90.5

※問4-1Bは複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-1-3. 環境配慮契約の契約実績（問4-1C）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体を対象に、環境配慮契約の実績を質問したところ、電気供給では全体の12.9%、自動車の購入及び賃貸借では6.9%、建築物設計では3.4%、建築物維持管理に係る契約（以下、「建築物維持管理」という。）では1.9%、ESCO事業に係る契約（以下、「ESCO」という。）では5.5%、産業廃棄物処理に係る契約（以下、「産業廃棄物処理」という。）では3.4%の団体が「100%環境配慮契約を実施している」と回答した。

① 電気供給

表 90. 環境配慮契約の契約実績（電気供給）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境配慮契約を 実施している 100%	未 満 で 環 境 配 慮 契 約 を 実 施 し て い る 50%~100%	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	435 100.0	56 12.9	53 12.2	50 11.5	22 5.1	231 53.1	23 5.3
都道府県・政令市	49 100.0	14 28.6	10 20.4	2 4.1	1 2.0	20 40.8	2 4.1
区市	249 100.0	34 13.7	27 10.8	37 14.9	18 7.2	121 48.6	12 4.8
町村	137 100.0	8 5.8	16 11.7	11 8.0	3 2.2	90 65.7	9 6.6

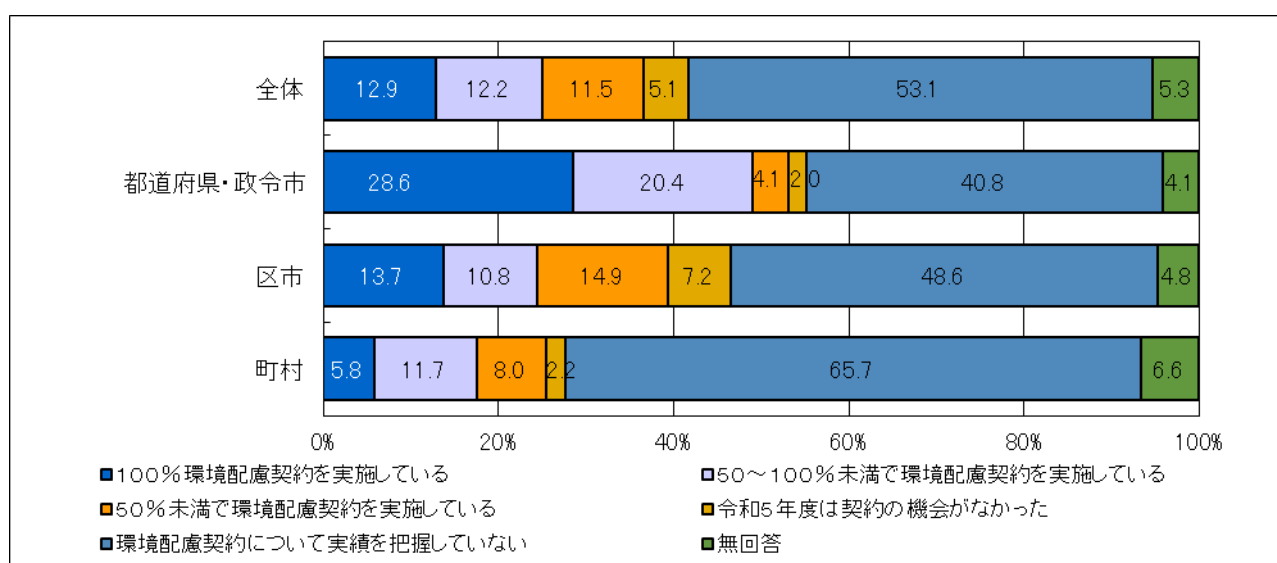


図 77. 環境配慮契約の契約実績（電気供給）

② 自動車の購入及び賃貸借

表 91. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入及び賃貸借）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	463 100.0	32 6.9	47 10.2	36 7.8	21 4.5	304 65.7	23 5.0
都道府県・政令市	33 100.0	5 15.2	8 24.2	2 6.1	0 0.0	16 48.5	2 6.1
区市	258 100.0	18 7.0	26 10.1	18 7.0	14 5.4	172 66.7	10 3.9
町村	172 100.0	9 5.2	13 7.6	16 9.3	7 4.1	116 67.4	11 6.4

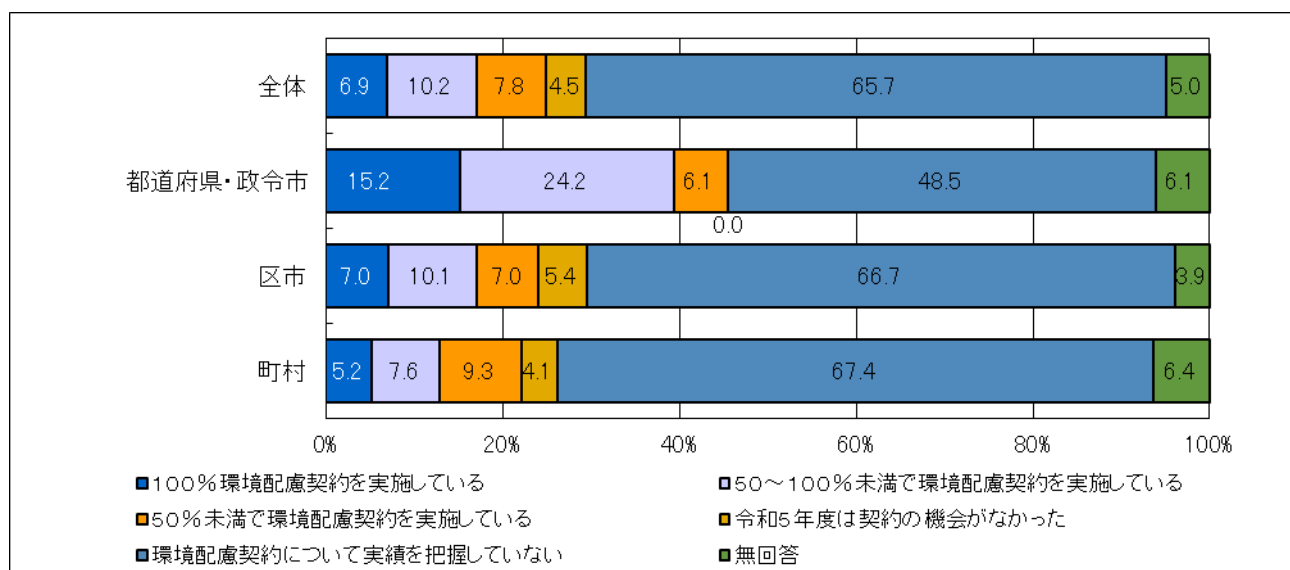


図 78. 環境配慮契約の契約実績（自動車の購入及び賃貸借）

③ 船舶調達

表 92. 環境配慮契約の契約実績（船舶調達）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	115 100.0	2 1.7	1 0.9	3 2.6	18 15.7	90 78.3	1 0.9
都道府県・政令市	12 100.0	2 16.7	0 0.0	1 8.3	2 16.7	6 50.0	1 8.3
区市	56 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	8 14.3	48 85.7	0 0.0
町村	47 100.0	0 0.0	1 2.1	2 4.3	8 17.0	36 76.6	0 0.0

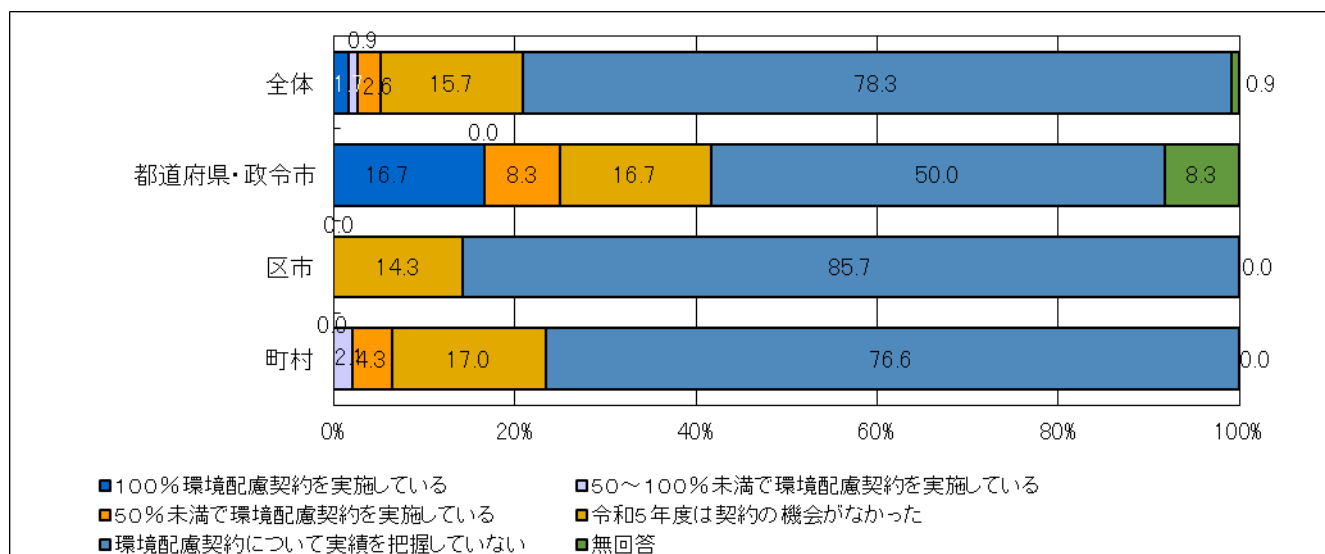


図 79. 環境配慮契約の契約実績（船舶調達）

④ 建築物設計

表 93. 環境配慮契約の契約実績（建築物設計）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%未満で 環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	352 100.0	12 3.4	11 3.1	10 2.8	9 2.6	295 83.8	15 4.3
都道府県・政令市	26 100.0	4 15.4	2 7.7	0 0.0	0 0.0	17 65.4	3 11.5
区市	195 100.0	5 2.6	6 3.1	5 2.6	4 2.1	167 85.6	8 4.1
町村	131 100.0	3 2.3	3 2.3	5 3.8	5 3.8	111 84.7	4 3.1

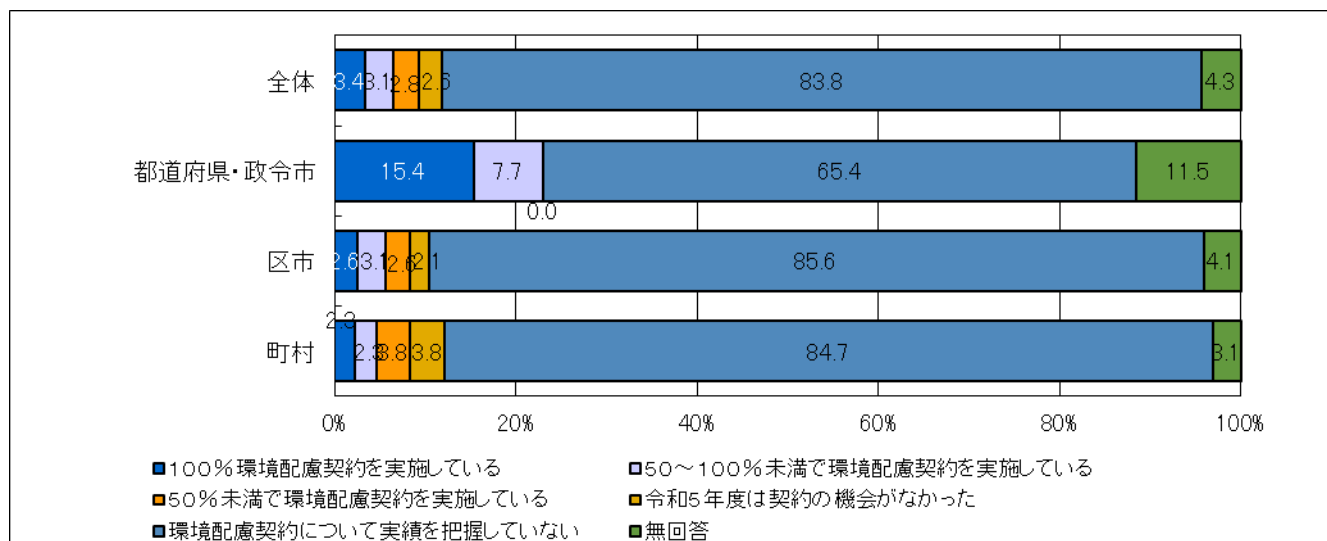


図 80. 環境配慮契約の契約実績（建築物設計）

⑤ 建築物維持管理

表 94. 環境配慮契約の契約実績（建築物維持管理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	313 100.0	6 1.9	7 2.2	13 4.2	5 1.6	274 87.5	8 2.6
都道府県・政令市	15 100.0	1 6.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 73.3	3 20.0
区市	173 100.0	3 1.7	3 1.7	6 3.5	2 1.2	156 90.2	3 1.7
町村	125 100.0	2 1.6	4 3.2	7 5.6	3 2.4	107 85.6	2 1.6

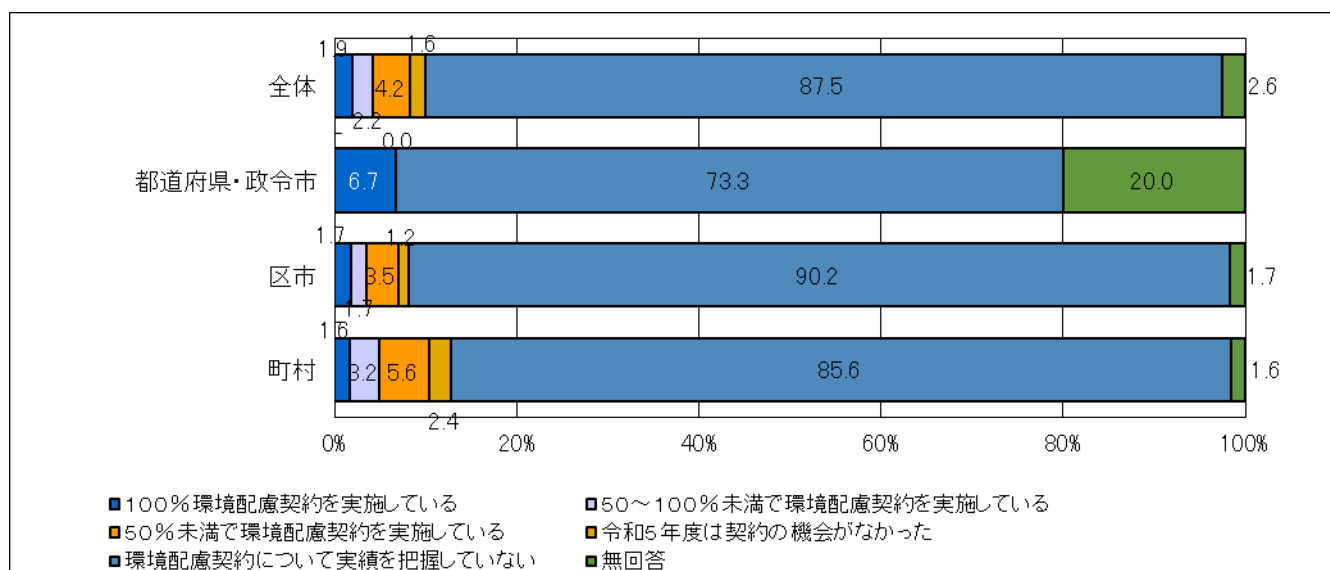


図 81. 環境配慮契約の契約実績（建築物維持管理）

⑥ E S C O

表 95. 環境配慮契約の契約実績（E S C O）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	256 100.0	14 5.5	3 1.2	9 3.5	20 7.8	197 77.0	13 5.1
都道府県・政令市	20 100.0	6 30.0	0 0.0	0 0.0	5 25.0	7 35.0	2 10.0
区市	145 100.0	4 2.8	1 0.7	5 3.4	11 7.6	117 80.7	7 4.8
町村	91 100.0	4 4.4	2 2.2	4 4.4	4 4.4	73 80.2	4 4.4

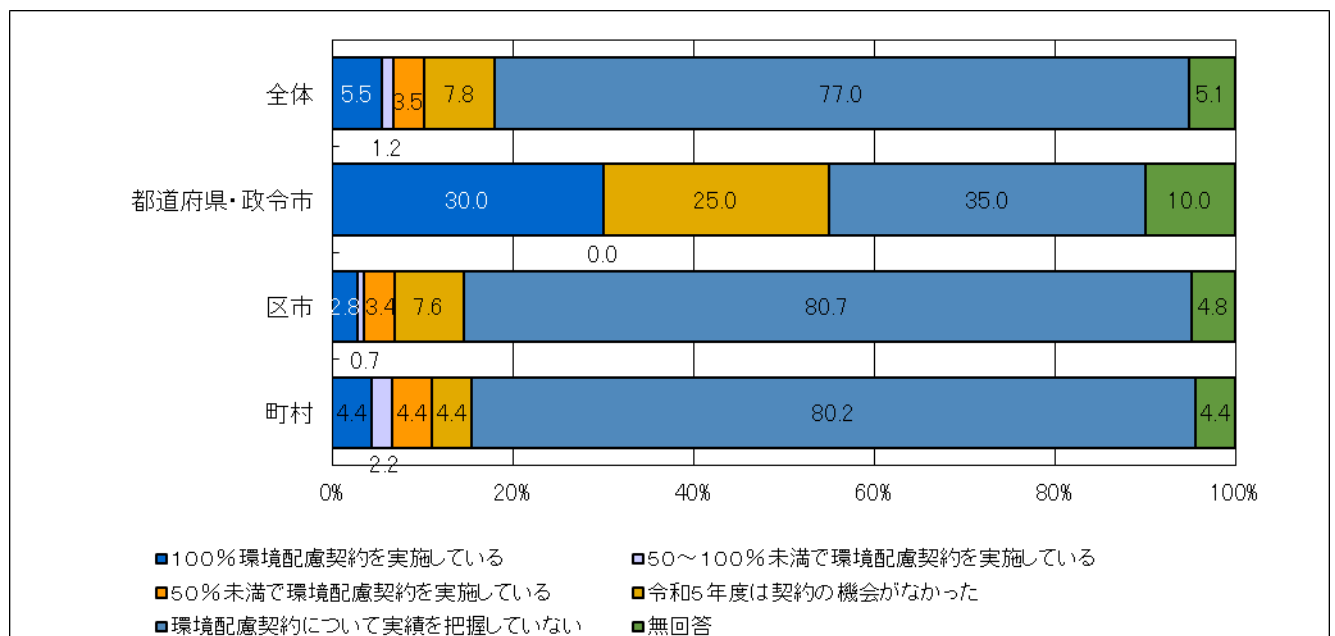


図 82. 環境配慮契約の契約実績（E S C O）

⑦ その他省エネ改修

表 96. 環境配慮契約の契約実績（その他省エネ改修）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	315 100.0	7 2.2	4 1.3	9 2.9	12 3.8	261 82.9	22 7.0
都道府県・政令市	18 100.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	14 77.8	3 16.7
区市	179 100.0	3 1.7	1 0.6	3 1.7	7 3.9	155 86.6	10 5.6
町村	118 100.0	3 2.5	3 2.5	6 5.1	5 4.2	92 78.0	9 7.6

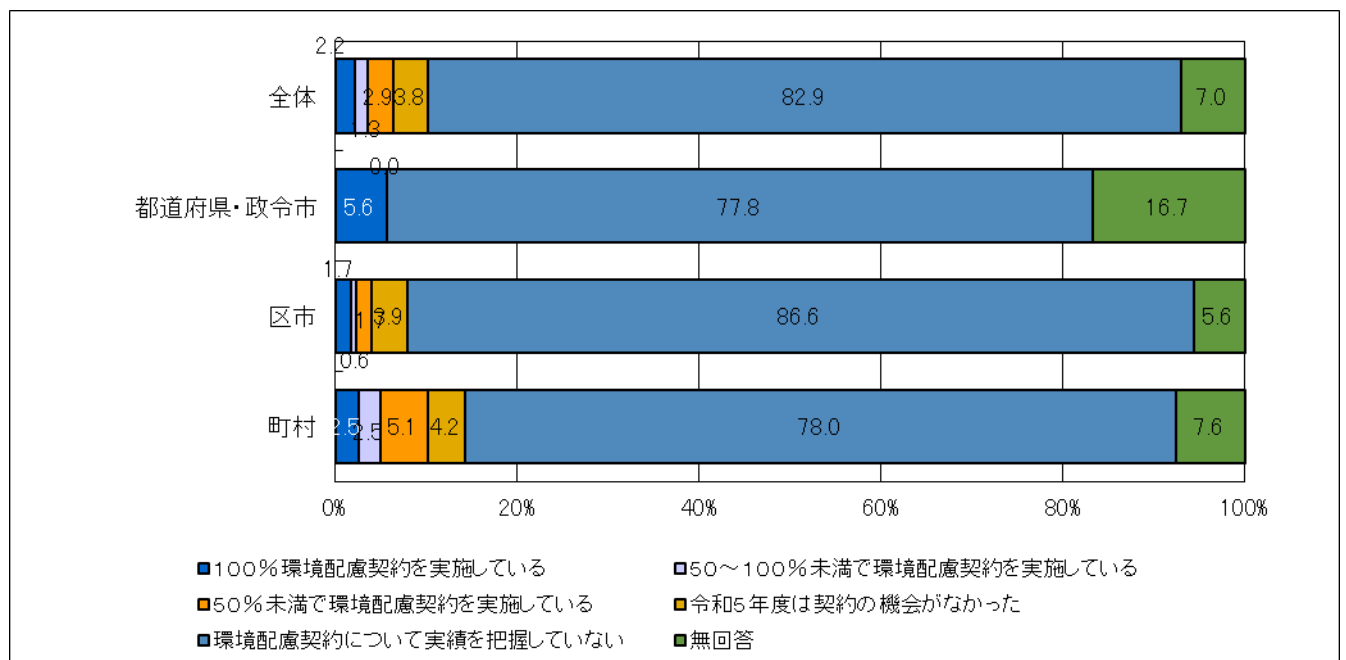


図 83. 環境配慮契約の契約実績（その他省エネ改修）

⑧産業廃棄物処理

表 97. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物処理）

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	100% 環境配慮契約を 実施している	50%～100% 未満で環境配慮契約 を実施している	50%未満で 環境配慮契約を 実施している	令和5年度は契約の 機会がなかった	環境配慮契約の実績 を把握していない	無回答
全体	296 100.0	10 3.4	16 5.4	10 3.4	4 1.4	245 82.8	11 3.7
都道府県・政令市	19 100.0	3 15.8	2 10.5	1 5.3	0 0.0	11 57.9	2 10.5
区市	164 100.0	3 1.8	10 6.1	4 2.4	1 0.6	142 86.6	4 2.4
町村	113 100.0	4 3.5	4 3.5	5 4.4	3 2.7	92 81.4	5 4.4

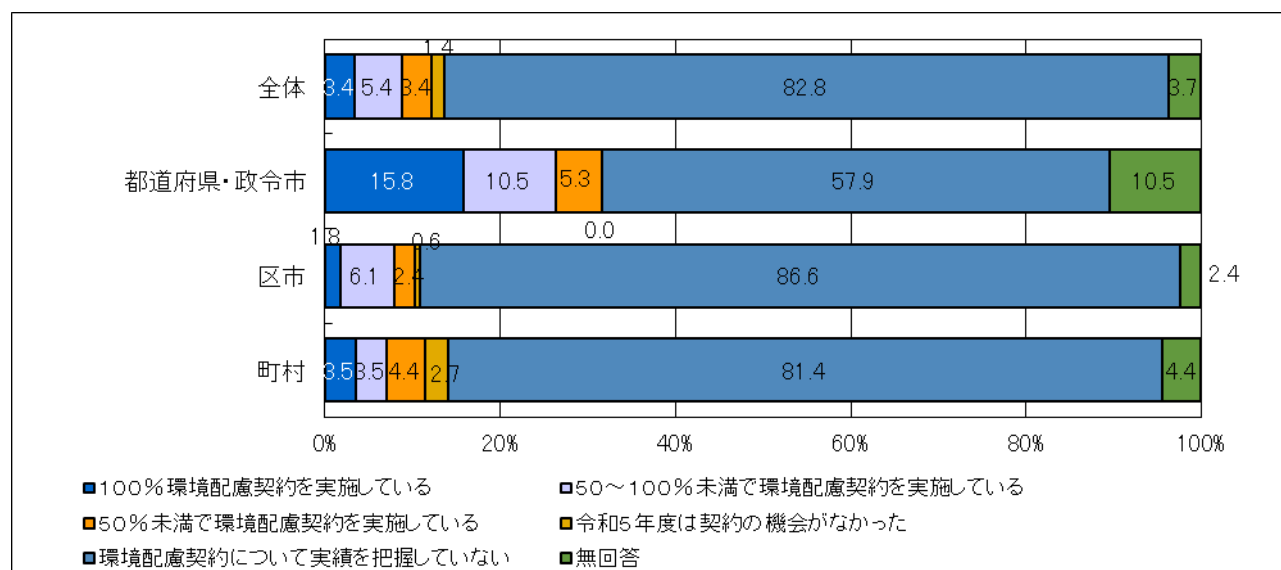


図 84. 環境配慮契約の契約実績（産業廃棄物処理）

3-4-1-4. 環境配慮契約の契約実績の公表（問4-1D）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体のうち、電気供給の環境配慮契約の契約実績を公表しているのは全体の3.1%、都道府県・政令市の8.9%、区市の3.8%、町村の0.5%であった。自動車の購入及び賃貸借、建築物設計、ESCO、産業廃棄物処理においても、団体の規模により契約実績の公表状況に差があった。

表 98. 環境配慮契約の契約実績の公表

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	建築物の設計に係る契約	建築物の維持管理に係る契約	ESCO事業に係る契約	その他省エネ改修に係る契約	産業廃棄物処理に係る契約	契約機会あり
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	641 100.0	20 3.1	12 1.9	0 0.0	7 1.1	5 0.8	8 1.2	4 0.6	9 1.4	607 94.7
都道府県・政令市	56 100.0	5 8.9	4 7.1	0 0.0	4 7.1	1 1.8	4 7.1	0 0.0	4 7.1	45 80.4
区市	372 100.0	14 3.8	6 1.6	0 0.0	3 0.8	4 1.1	4 1.1	3 0.8	4 1.1	352 94.6
町村	213 100.0	1 0.5	2 0.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 0.5	1 0.5	210 98.6

※問4-1Dは複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

3-4-2. 電力の裾切り方式に導入している評価項目

3-4-2-1. 電力の裾切り方式に導入している評価項目（問4-2（1））

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体団体のうち、電力の環境配慮契約における裾切り方式に導入している評価項目について「環境省が示す評価項目をそのまま採用している」と回答した団体は、全体の22.3%であった。団体分類別に見ると、都道府県・政令市の44.9%、区市の24.5%が「環境省が示す評価項目と異なる」と回答し、「環境省が示す評価項目をそのまま採用している」を上回る結果となった。

表 99. 裾切り方式に導入している評価項目
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	環境省が示す評価項目をそのまま採用している	環境省が示す評価項目と異なる	裾切り方式を実施していない	無回答
全体	435 100.0	97 22.3	88 20.2	241 55.4	9 2.1
都道府県・政令市	49 100.0	21 42.9	22 44.9	4 8.2	2 4.1
区市	249 100.0	59 23.7	61 24.5	124 49.8	5 2.0
町村	137 100.0	17 12.4	5 3.6	113 82.5	2 1.5

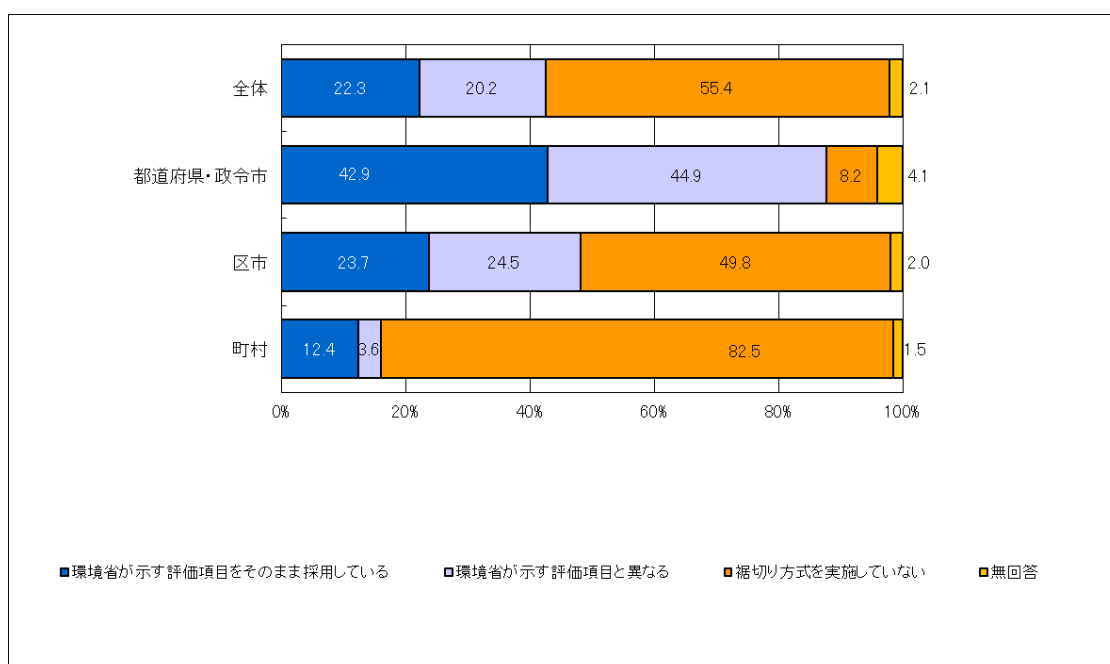


図 85. 裾切り方式に導入している評価項目

3-4-2-2. 環境省と異なる評価項目（問4-2（2））

「3-4-2-1. 電力の裾切り方式に導入している評価項目（問4-2（1））」において、「環境省が示す評価項目と異なる」と回答した団体のうち、設定している評価項目として、「【必須項目】二酸化炭素排出係数」と回答した団体は、全体の79.5%であった。都道府県・政令市では72.7%、区市では82.0%、町村では80.0%が回答した。

表 100. 環境省と異なる評価項目
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	【必須項目】二酸化炭素排出係数	【必須項目】未利用エネルギー活用状況	【必須項目】再生可能エネルギー導入状況	【加点項目】需要家に対する省エネに係る情報提供	【加点項目】持続的な再生可能エネルギーの創出・利用	その他の評価項目	無回答
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	88 100.0	70 79.5	58 65.9	63 71.6	40 45.5	13 14.8	38 43.2	2 2.3
都道府県・政令市	22 100.0	16 72.7	16 72.7	16 72.7	10 45.5	7 31.8	13 59.1	0 0.0
区市	61 100.0	50 82.0	40 65.6	45 73.8	29 47.5	5 8.2	24 39.3	2 3.3
町村	5 100.0	4 80.0	2 40.0	2 40.0	1 20.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0

※問4-2（2）は複数回答につき、割合は「回答数／調査対象団体数」を算出したものである

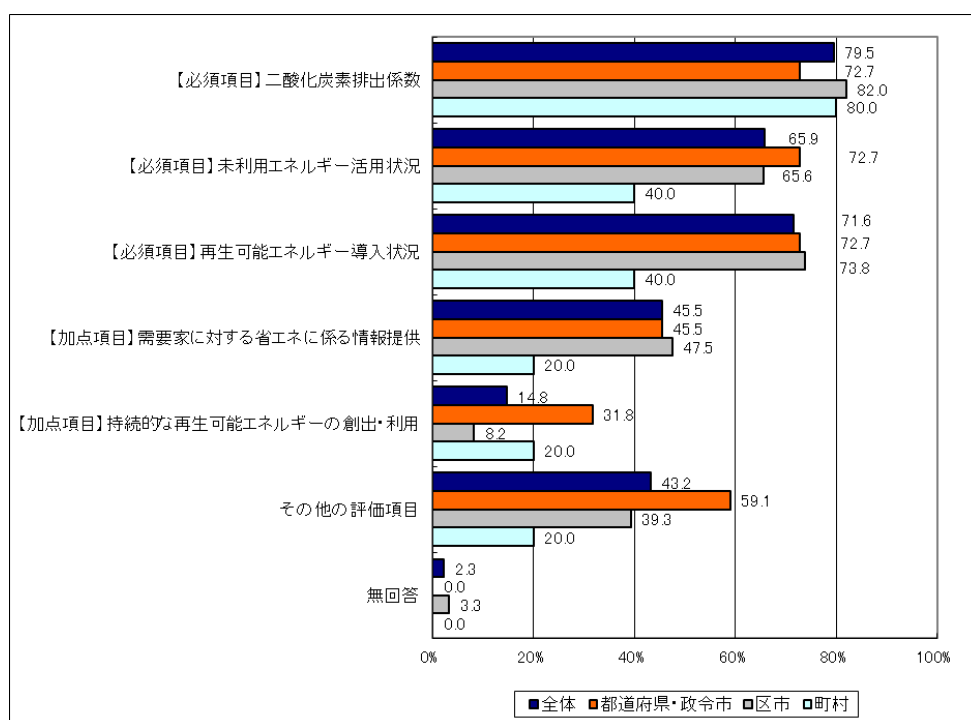


図 86. 環境省と異なる評価項目

3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法（問4-3）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体の71.7%は、高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約を実施していなかったが、裾切り方式以外の方式で実施している団体では、主に「地元の地域新電力との随意契約」を採用していた。

表 101. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	総合評価 落札方式	公募型 プロポーザル	他都市との連携による 随意契約	地元の地域新電力との 随意契約	その他	裾切り方式以外で 実施していない
環境配慮契約に取り組んでいる と回答した団体数	435 100.0	8 1.8	12 2.8	7 1.6	49 11.3	56 12.9	312 71.7
都道府県・政令市	49 100.0	2 4.1	2 4.1	0 0.0	6 12.2	1 2.0	39 79.6
区市	249 100.0	5 2.0	8 3.2	5 2.0	28 11.2	46 18.5	164 65.9
町村	137 100.0	1 0.7	2 1.5	2 1.5	15 10.9	9 6.6	109 79.6

※問4-3は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

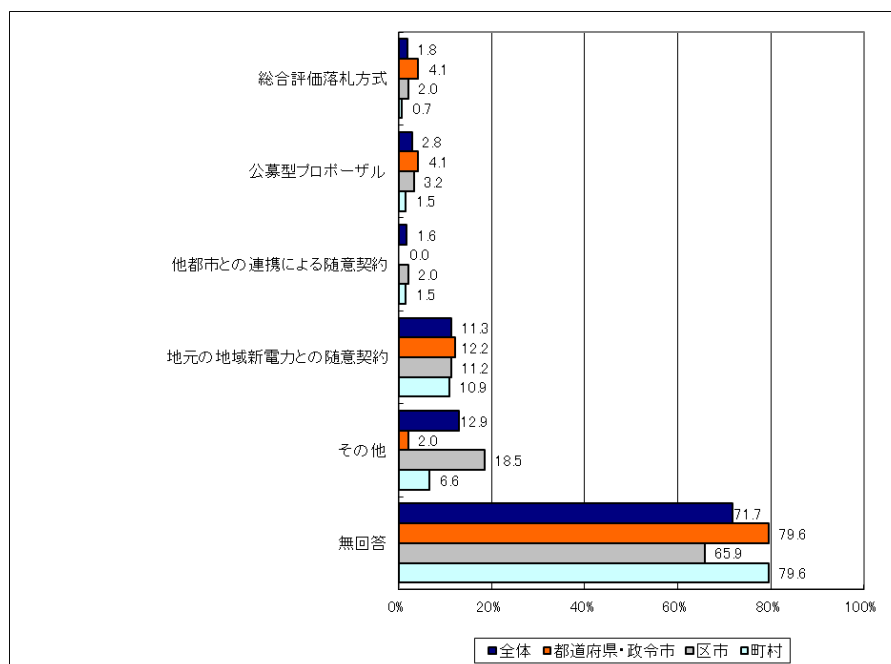


図 87. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法

3-4-4. 総合評価落札方式の評価項目（問4-4）

「3-4-3. 高圧電力の電力契約における裾切り方式以外の環境配慮契約手法（問4-3）」において「総合評価落札方式」と回答した団体が、総合評価落札方式の評価項目に設定しているものは、主に「小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数」と「小売電気事業者の電源構成における再生可能エネルギーの導入割合」であった。

表 102. 総合評価落札方式の評価項目
(上段：回答件数（件）、下段：割合（％）)

団体分類	全体	小売電気事業者としての二酸化炭素排出係数	小売電気事業者の再生エネルギー導入割合	調達する電力の二酸化炭素排出係数	調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	調達する再生可能エネルギー電気の種類	調達する再生可能エネルギーの発電地域	その他	無回答
契約手法は総合評価落札方式と回答した団体数	8 100.0	6 75.0	5 62.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	1 12.5	2 25.0	1 12.5
都道府県・政令市	2 100.0	2 100.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
区市	5 100.0	3 60.0	2 40.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 20.0	1 20.0
町村	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

※問4-4は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

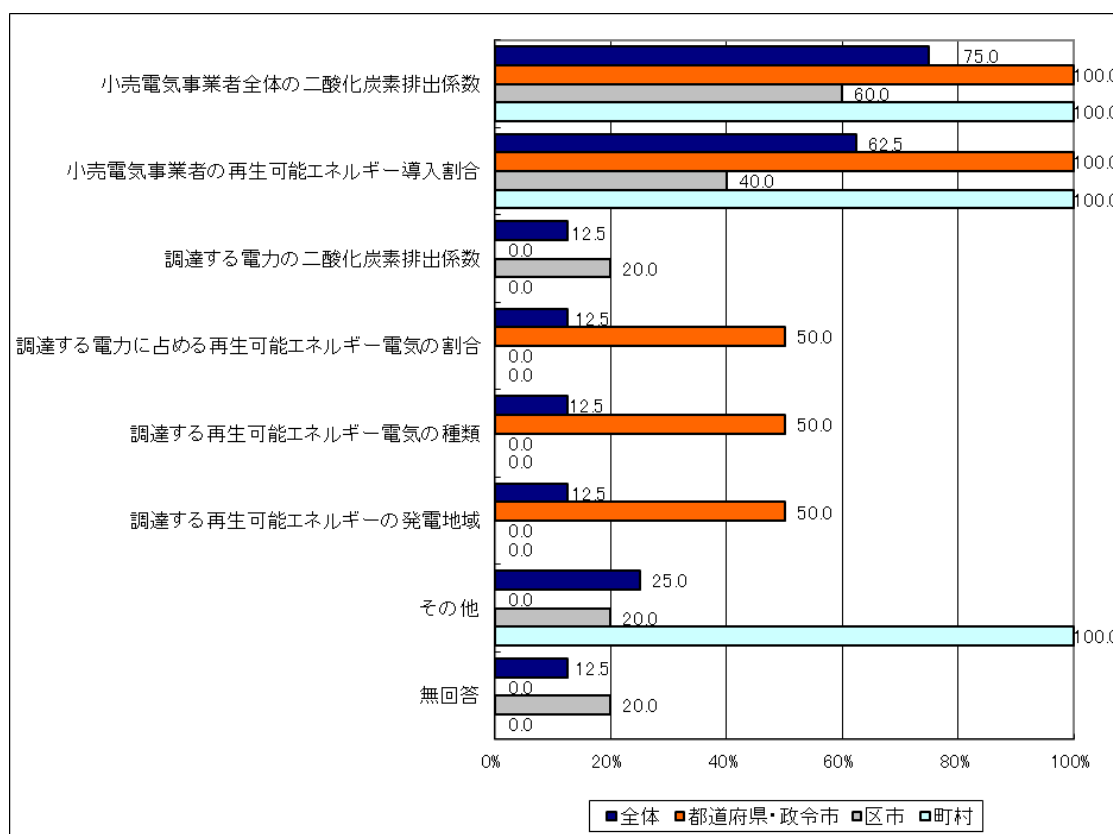


図 88. 総合評価落札方式の評価項目

3-4-5. 環境配慮契約に際して参考になっているもの（問4-5）

「3-4-1-1. 環境配慮契約の取組状況（問4-1A）」において環境配慮契約に取り組んでいる（「契約方針等に基づき組織的に取り組んでいる」、「契約方針等に基づくものではないが組織的に取り組んでいる」又は「担当者の判断で取り組んでいる」）と回答した団体が環境配慮契約に際して参考になっているものは、主に「国の基本方針及びその解説資料」と「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」、「他の自治体による取組」であった。都道府県・政令市では82.1%が「国の基本方針」を、37.5%が「地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル」を参考に使っていた。

表 103. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	全体	国の基本方針及びその解説資料	地方公共団体のための環境配慮契約導入マニュアル	環境配慮契約法取組事例データベース	他の自治体による取組	独自に作成したデータベース	地方公共団体のための取組事例集	その他	無回答
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	641	265	101	41	142	5	35	38	233
	100.0	41.3	15.8	6.4	22.2	0.8	5.5	5.9	36.3
都道府県・政令市	56	46	21	13	12	3	2	5	8
	100.0	82.1	37.5	23.2	21.4	5.4	3.6	8.9	14.3
区市	372	169	65	23	88	1	17	22	123
	100.0	45.4	17.5	6.2	23.7	0.3	4.6	5.9	33.1
町村	213	50	15	5	42	1	16	11	102
	100.0	23.5	7.0	2.3	19.7	0.5	7.5	5.2	47.9

※問4-5は複数回答につき、割合は「回答数/調査対象団体数」を算出したものである。

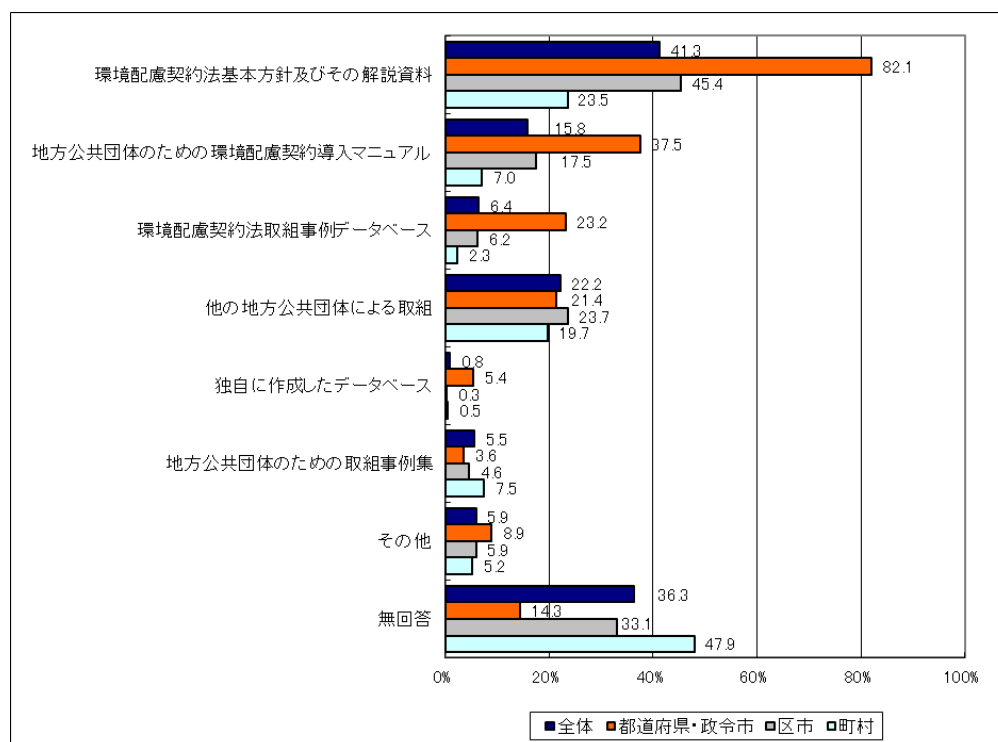


図 89. 環境配慮契約に際して参考になっているもの

3-4-6. 環境配慮契約8分野以外に実施している契約（問4-6）

環境配慮契約で対象としている8分野以外に実施している契約として、独自類型・独自契約方式それぞれ区市、町村で設定している団体があった。

内容として、印刷請負契約における環境に配慮した用紙及びインキの使用が挙げられた。

表 104. 独自類型・独自契約方式の設定

（上段：回答件数（件）、下段：割合（％））

団体分類	合計	「独自類型」を設定している	「独自契約方式」を設定している	設定していない	無回答
環境配慮契約に取り組んでいると回答した団体数	1701 100.0	2 0.1	4 0.2	997 58.6	698 41.0
都道府県・政令市	67 100.0	0 0.0	0 0.0	52 77.6	15 22.4
区市	783 100.0	2 0.3	3 0.4	478 61.0	300 38.3
町村	851 100.0	0 0.0	1 0.1	467 54.9	383 45.0

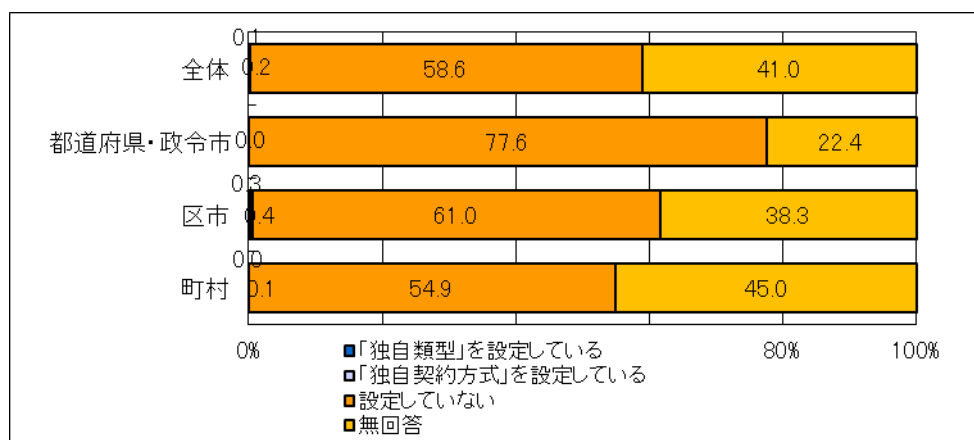


図 90. 独自類型・独自契約方式の設定

3-4-7. 環境配慮契約全般に関する意見や要望、今後の課題（問4-7）

環境配慮契約全般に関する意見や要望としては、環境配慮契約法に対する課題や要望、庁内で組織的に取り組む上での課題と課題克服に向けた要望、とりわけ電気の供給契約に関して、以下のような課題が挙げられた。

＜環境配慮契約に取り組む上での主な課題＞

- ・様々な施策への対応が求められる中、人員が限られており、方針策定や組織的取組に至らない。
- ・電気の供給契約の仕様書の作成等、専門的・技術的な知識を必要となるが、知識を身に付ける機会やツールがない。
- ・電力価格高騰等による、入札不調や落札事業者の撤退のリスク等があり、環境配慮契約の実施に踏み込めない。

そのような課題のある中、環境配慮契約法への要望としては、環境配慮契約法のねらいや取り組む意義、期待される効果、事例や書式・ひな形等が十分に周知されておらず、概要をまとめた資料や研修の機会の提供を求める声が聞かれた。その他、入札仕様書の作成等、専門的な知識・知見を求められることから、他の地方公共団体の取組事例や専門家の派遣・支援、環境配慮契約を実施する上での財政的支援や補助事業の創設等への期待も見られた。

3-5. 仕様書への再エネ調達割合の明記について

3-5-1. 「仕様書への再エネ調達割合の明記」についての組織的取組状況（問4-8（1））

令和5年2月に環境配慮契約法基本方針が変更となり、電気の供給を受ける契約については、「仕様書等に調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の最低限の割合を明記すること」（以下「仕様書への再エネ調達割合の明記」という）とされた。これにより、国等の機関においては、従来の裾切り方式の実施に加え、「仕様書への再エネ調達割合の明記」が環境配慮契約の要件となったが、この「仕様書への再エネ調達割合の明記」について、組織的に取り組んでいるかどうか質問した。回答した地方公共団体のうち、「組織的に取り組んでいる」と回答したのは、3.5%であった。団体分類別で見ると、都道府県・政令市は、17.9%が、「組織的に取り組んでいる」と回答したが、区市では、5.2%、町村では、0.8%であった。環境配慮契約法基本方針が変更について、市区、町村への普及が必要である。

表 105. 仕様書等への再エネ調達割合の明記

（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	組織的に取り組んでいる	組織的に取り組んでいない	無回答
全体	1701 100.0	60 3.5	1145 67.3	496 29.2
都道府県・政令市	67 100.0	12 17.9	45 67.2	10 14.9
区市	783 100.0	41 5.2	563 71.9	179 22.9
町村	851 100.0	7 0.8	537 63.1	307 36.1

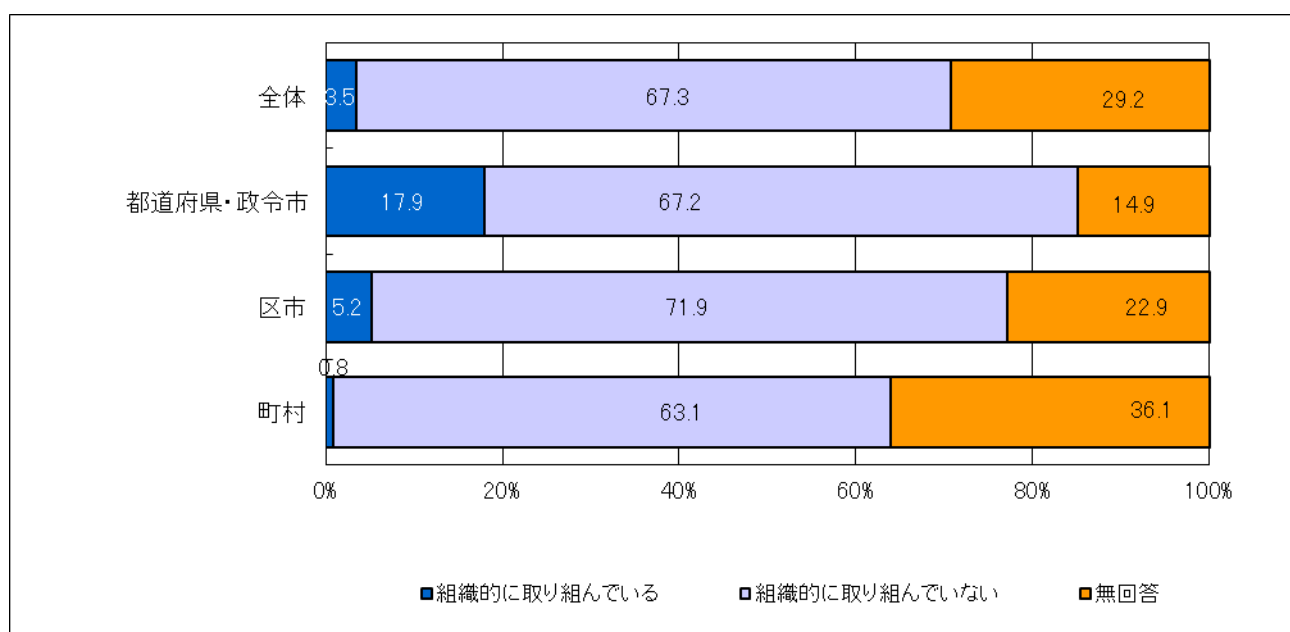


図 91. 仕様書等への再エネ調達割合の明記

3-5-2. 「仕様書への再エネ調達割合の明記」についての組織的取組状況（問4-8（2））

仕様書に記載する調達割合について、国等の機関においては、2030年度60%達成に向けて段階的に引き上げることとしており、令和6年度契約は35%、令和7年度契約は40%を最低割合としている。

「3-5-1. 「仕様書への再エネ調達割合の明記」についての組織的取組状況（問4-8（1））」において組織的に「仕様書等への再エネ調達割合の明記」に取り組んでいると回答した団体のうち、仕様書に記載する再エネ調達割合について、何%で最低割合を設定しているかどうか質問した。回答した地方公共団体のうち、「100%」と回答したのは、全体で48.3%であった。団体分類別で見ると、都道府県・政令市は、25.0%、区市では、61.0%、町村では、14.3%であった。次に多いのが「30%」であり、都道府県・政令市では、16.7%が設定している。

表 106. 仕様書等に明記する再エネ調達割合の最低割合
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	設定していない	100%	95%	90%	85%	80%	75%	70%	65%
組織的に取り組んでいると回答した団体数	60	17	29	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	28.3	48.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都道府県・政令市	12	5	3	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	41.7	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区市	41	7	25	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	17.1	61.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
町村	7	5	1	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	71.4	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

団体分類	60%	55%	50%	45%	40%	35%	30%	25%	20%	15%
組織的に取り組んでいると回答した団体数	1	0	0	0	2	4	6	0	0	0
	1.7	0.0	0.0	0.0	3.3	6.7	10.0	0.0	0.0	0.0
都道府県・政令市	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	8.3	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
区市	1	0	0	0	1	3	4	0	0	0
	2.4	0.0	0.0	0.0	2.4	7.3	9.8	0.0	0.0	0.0
町村	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0

団体分類	1 0 %	5 %	5 % 未 満	無 回 答
組織的に取り組んでい ると回答した団体数	1 1.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
都道府県・政令市	1 8.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
区市	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
町村	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

3-6. 環境配慮契約（排出係数しきい値）に関する特別設問（問4-9）

電気の供給を受ける契約における裾切り方式において、国等の機関では全国一律の二酸化炭素排出係数の上限値（以下「排出係数しきい値」という。）を設定し、事業者全体の調整後排出係数が排出係数しきい値以上である小売電気事業者からの調達を原則として行わないこととしている。（令和5～6年度契約：0.60、令和7年度契約：0.52）。排出係数しきい値の設定状況について質問した。

全体の62.0%が「排出係数しきい値を設定していない」と回答し、団体分類別では、都道府県・政令市の38.8%、区市の65.4%、町村の60.8%が回答した。都道府県・政令市の38.8%が、「国等の機関と同じ排出係数しきい値を用いている」と回答したが、全体的に設定率が低いことから、一層の普及促進が必要と考えられる。

表 107. 排出係数しきい値の設定状況
（上段：回答件数（件）、下段：割合（%））

団体分類	合計	国等の機関と同じ排出係数しきい値を用いている	国等の機関と異なる排出係数しきい値を設定している	排出係数しきい値を設定していない	無回答
全体	1701 100.0	93 5.5	22 1.3	1055 62.0	531 31.2
都道府県・政令市	67 100.0	26 38.8	6 9.0	26 38.8	9 13.4
区市	783 100.0	57 7.3	16 2.0	512 65.4	198 25.3
町村	851 100.0	10 1.2	0 0.0	517 60.8	324 38.1

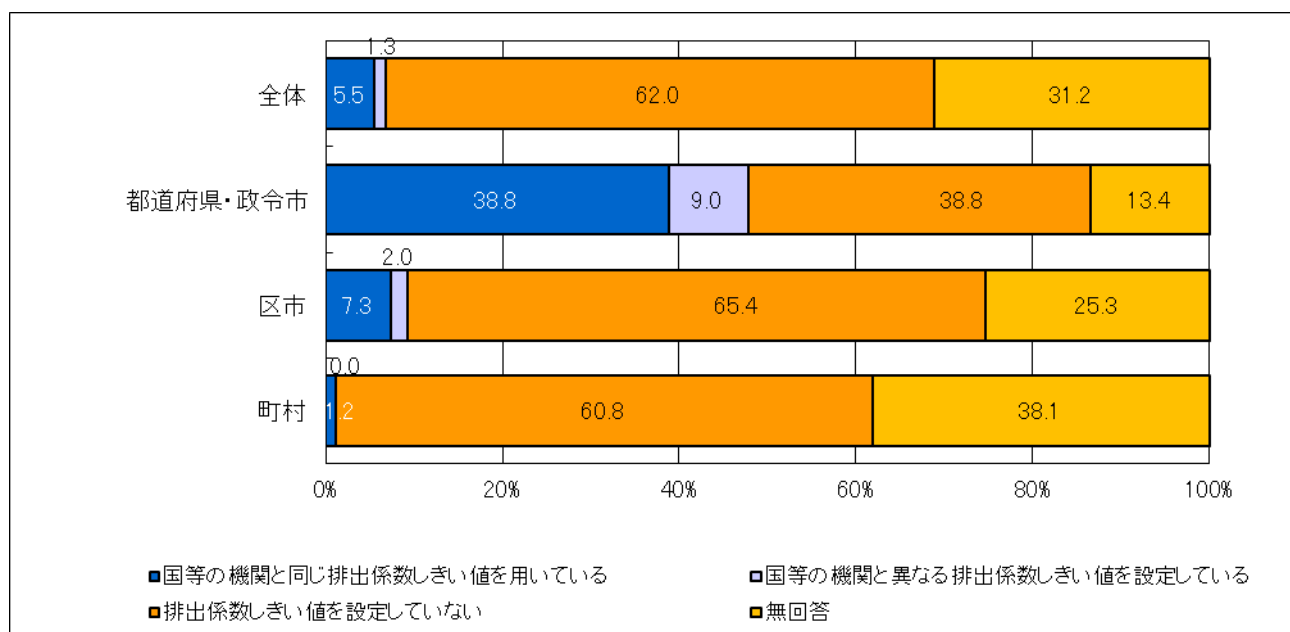


図 92. 仕様書への再エネ比率の記載状況